

# 政審資料

1957年  
7月15日発行

No. 3

一目  
次

岸総理の三悪追放.....1

## △焦点△

- |                                |                                |
|--------------------------------|--------------------------------|
| I 「八月危機」の実態は何か.....2           | I 「八月危機」の実態は何か.....2           |
| II 地方自治政策（案）.....4             | II 地方自治政策（案）.....4             |
| III 地方経済政策の<br>任務と目的（案）.....14 | III 地方経済政策の<br>任務と目的（案）.....14 |

## △解説△

- |                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| I 米価問題.....17         | I 米価問題.....17         |
| II 自民党の最賃法要綱批判.....21 | II 自民党の最賃法要綱批判.....21 |

## △研究△

- |                            |                            |
|----------------------------|----------------------------|
| I 経済政策緊急要綱.....24          | I 経済政策緊急要綱.....24          |
| II ソ連の産業指導方針の<br>変更.....26 | II ソ連の産業指導方針の<br>変更.....26 |
| — 中央集権から地方分権え              | — 中央集権から地方分権え              |

発行所 日本社会党政審議会

東京都千代田区永田町衆議院内  
電話 霞ヶ関 580131～9 内線 2222番

# 岸総理の三悪追放

岸総理は石橋退陣の後を経いで、本格の首相になると、前任者の好評を打消さんとするかの如く岸内閣の basic 理念を「三悪追放」と打出した。汚職、暴力、貧乏の三悪を追出すと言うのである。その言や真に良し。

次いで、岸総理はアメリカ訪問の試験旅行として、東南ア諸国歴訪の旅を企てた。そしてその際は、謂うところの三P 提唱なるものを行つた。即ち平和(peace)、進歩(progress)、繁栄(prosperity)の三つのPを追求すると説いた。その説や実に妙である。

三悪の追放と三Pの追求、彼はなかなか宣伝のコツを心得ている。その言説は敵ながら天晴れであるが、それだけ油断のならぬ曲者である。莊子は「狗不以善犬為良、人不以善言為賢」

と訓え、孔子は巧言の人誠実の人は寡いと警戒している。

岸総理は果して、誠意を以つて三悪追放を為し得る政治家であろうか。

汚職は権勢の座について、これを利用するところに生えるカビである。彼は自己の人世コースを抜ぶに当り、真理を求めて樂しむ学者の道を斥け、権勢を得て悦ぶ官僚の途に就いた男である。彼の歩んだ道は、到るところ汚職の温床ともいうべく、永く側にいると汚臭が氣にならなくなる。暴力の最も頗著なものは戦争である。彼は嘗て計画的組織的暴力行為である大東亜戦争の有力な協力者で、今は防衛の名に於て、戦争の要具である軍備を増強しようと企んでいる。更に暴力取締の看板を掲げて労働争議を弾圧せんとする危惧を感じさせる。

貧乏は資本主義經濟が階級社会と共に生んだ、勤労者の宿命である。資本主義經濟が健在する限り貧乏は絶えない。然るに彼は、貧乏問題を根本的に解決しようとして立つ社会主義勢力と、対決を揚言している資本主義のチヤンピオンである。

岸総理の党歴、思想、性格と、岸内閣の本質を考えれば、彼の追放を叫ぶ三悪は、その声の大に

比例して、益々蔓延し、愈々増大する危険がある。三悪追放にあらずして、三悪追従である。

然し、吾人の断じて糾弾せんとするものは、岸総理が訪米旅行に於て示した積極的な三悪追従である。曰く再軍備、反共、従属の三悪これである。

日本の再軍備と、そのための憲法改悪は、岸総理が在野時代からの持論であつたが、今や彼はその実践の第一歩を、米国を背景として踏み出したのである。訪米旅行に出発直前、勿々の裡に防衛三ヶ年計画案なるものを作り、これが支持と認証を米国に求めた。

岸総理はアメリカの上下両院に於て演説し、反共と中立主義排除を強く訴えて、アメリカの歓心を買うことにこれ努めた。アメリカとしては我が意を得たりと、ほくそえんだであろうが日本にとっては、国家の進路を邪道に導き、迷路に踏み入れたものとして、誠に寒心に堪えない。

日本が政治体制として、議会主義、民主主義を国是としていること、従つて非共産主義国であることは紛れもない事実である。しかし非共は即ち反共に通ずるものではない。政策としての反共は既に自由主義国家群の内側に於ても崩れつつあり、当のアメリカ国内に於てすら、良識ある政治家の批判の対象となつてゐる。中立主義に至つては、アイゼンハウア自身すら「善惡正邪に対しても中立主義はあり得ないが、軍事同盟に對して中立政策をとるのを非難するわけにはゆかない」と昨年五月新聞記者会見で語つてゐる事実を想起するがよい。

沖縄問題に関する岸総理の態度に至つては言語同断である。彼は日米会談の公式行事が終つた後メイフラウワー・ホテルでの記者会見で、「私は沖縄返還については、国民感情を代表して強く主張した」と言いながら、直ちに語を継いで「しかし米國の方からいえば今手放すわけにゆかない」という。「實際問題として軍政と別れるわけにもゆかない」と米國側の代弁的言辞を弄した。さるに許すべからざることは以上の弁をうけて「日本に返したからといつて非常によくなるとは自信をもつて言ひ切れない」とは何事か。

厳然たる日本の領土である沖縄の返還をうけても、これをよく統治するの自信なき総理は、この一事をもつても即刻責を負うて退陣すべきである。アメリカ従属も極まれりと言ふべし。岸総理の三悪追従は、国民の名に於て領土の一部を売つた売国的情度である。われわれは、今こそ敢然起つて、正しき国民の名に於て、岸総理を三悪と共に政権の座より追放すべし。

## 焦点

# 「八月危機」の実態は何か

## —最近の金融引きしめ—

### 一、岸内閣の犯した錯誤

「八月危機」と云われるほど、経済状勢は夏に向つて悪くなつてきた。政府は新経済政策の発表は慎重を期すると称して、何ら積極的な解決策を提示しない。しないのではなく、なすべき政策がないのである。あるいは金融引きしめのみである。

現在の経済危機を招いた原因は、云うまでもなく、岸内閣の政策のまちがいにある。今春の国会で「一千億減税、一千億施策」の積極財政を謳つて、さかんに大企業の投資熱をあおりた。その結果は、わが党がくりかえし政府に對して警告した通り、設備投資がふえる——原材料の輸入がふえる——輸入のふえたが輸出の増加を上廻り大幅な輸入超過になる——国際収支戻が急速に悪くなる。このような経路をへて、手持外貨は目に見えて減少し、このまま輸入増加がつづけば今年秋には手持外貨がゼロになりかねないおそれさえ生じた。経済見通しについては、総選挙目當に甘い観測をたててきた岸内閣はとりかえしのつかない誤りを犯したのである。(五月十九日朝日新聞は「社党の見通しまさる」と解説記事を掲載している)

そこで政府は、あわてて五月八日の第二回目の日銀公定歩合の引上げいらい本格的な金融引きしめを開始した。金融を引きしめて、設備投資や原材料輸入の資金のふえるのを抑制せんとしたのである。その結果は次の通りの経済状勢となつてきた。

### 二、輸入削減、金融引きしめは明春までつづく

1、本年一一六月の輸出入実績は

輸入

一三億二八百万ドル(前年同期より一億六七百万ドル増)

輸出

二三億四二百万ドル(前年期より八億四三百万ドル増)

右の通り月平均して輸出は二億二一百万ドル

輸入は三億九〇百万ドルである。

金融引きしめの結果、六月の輸入契約(信用状)は二億二九百万ドル、七月は二億一〇百万ドルに低下した(五月は三億二〇百万ドル)。この傾向がつづけば九月ごろから輸入実績も月平均二億ドル台に激減しよう。ところが、こんごの輸出の伸びを示す輸出契約の方は、七月二億ドル程度で六月よりも約一三百万ドル多いが、インドネシア向きの焦つきのおそれのあるものを除けば実質的には増加していない。むしろ下期の見通しとしては、

イ、東南アジア諸国は軒並み外貨事情が悪くて輸入余力が弱くなつた。

ロ、西独、カナダ等を除いては世界的なドル不足傾向が強くなり、輸入を抑制して輸出振興に努力するので、わが国と競争的立場になる

ハ、アメリカの景気は横はいで、上向きになるとしても、それは来年春以降のこととて当面の好材料とはならない。

従つて岸内閣としては国際収支戻を改善するために、輸入を減少するほかに対策がない。現在、金融を引きしめて企業の増産意欲を抑制しているから原材料の輸入は減少しているが、やがては、輸入原材料の在庫量が少なくなるのに拘らず輸入を抑制して原材料価格の値上げを來すであろう。政府は原材料の在庫量について明確な資料をもつてないので、いつまで物価が下るのか。突如として物価高に転ずるおそれがないのか。国民には全く知らされていない。一方、輸出をムリにふやすには、ダンピング(投売り輸出)で量を多く輸出する方針に転ずるおそれが強い。なぜならば

イ、海上運賃が落付いたので、東南アジアやアフリカ向の輸出におけるわが国の利点が少なくなつた。

ロ、政府が物価引下げの目標を明かにしないの

で海外は日本商品を買控え若くは買叩いている

### 三、国際收支のヤリクリはアメリカまかせ

国際収支の悪化は本年三月から急に苦し  
くなつたが、そのきざしは昨年下期に始つてい  
る。

(表面) 百万ドル (実質) 百万ドル

三年七月 三月 署

△三月

四

△三月

五

△三月

六

△三月

七

△三月

八

△三月

九

△三月

十

△三月

十一

△三月

十二

△三月

一月

△三月

二月

△三月

三月

△三月

四月

△三月

五月

△三月

六月

△三月

七月

△三月

八月

△三月

九月

△三月

十月

△三月

十一月

△三月

十二月

△三月

一月

△三月

二月

△三月

三月

△三月

とくに四一六月三ヶ月間に表面二億六八百万  
ドル、実質三億五百万ドルも赤字となつた。  
その結果、保有外貨は昨年十二月の一四億二  
一百万ドルから本年六月八億七千万ドルにまで  
半年間に六億ドルも減少した。しかも八億ドル  
余のうちで二億七千万ドルはこげつきで回収で  
きない。外銀ユーランス（輸入代金の支払くり  
のべ）が三億七千万ドルもあつて、これは三ヶ  
月目には支払わねばならぬ。従つて六月末の実  
質的な保有外貨は二億ドル台に減少している。  
このうちには日銀が一種の正貨準備として保有  
している部分もあるから、実は貿易用の回転資  
金用の外貨はすでに底をついているのである。  
岸内閣は先日のアメリカ訪問の際に、国際通貨  
基金から一億二五百万ドルの短期借入れを契約  
したが、この借金も八月中に消費しつくしてし  
まうのは必至である。もうひとつワシントン輸  
出入銀行よりの短期借入れ一億七五百万ドルが  
残されているが、これも明年三月末を待たずによ  
使いつくされてしまうであろう。

ここで問題点となるのは、

イ、岸内閣の方針はアメリカからの短期借入れ  
資金でヤリクリして国際収支均衡回復をはか  
るのであるが、明年三月までこの金がつづ  
くか。

ロ、從つて輸入引きしめは少くとも明年三月ま  
では継続せざるをえない。そのために金融引  
きしめも同時期まで現今のように強力に実施  
せざるをえない。

四、これからが金詰りの底へ

1、当面の八月に市中銀行の資金は底をつく。  
四月いらい法人税を中心とする税金の自然  
増収と輸入代金の支払増加のために、都市大  
銀行は、大企業の予金引出しが増加して資金

不足がひどくなり日銀からの資金借入れをふ  
やしている。ところが、

イ、五月末が納期の法人税の延納分は八月末  
が支払期限である。

ロ、本格的に金融引きしめ強化に入つて手形  
取引がふえたが、五月の手形取引は三ヶ月  
ものならば八月末を境に決済期である。

ハ、一ヶ月間に三億ドルをこえた輸入の貿易  
手形の決済は八、九月に集中する。

ニ、しかも、日銀は東京系九銀行に対しても七  
月以降は貸出増加をみとめない方針をとり

セ、七八月中旬に各銀行の予金の範囲内まで貸  
出を抑制させることにした。都市銀行の貸  
出引きしめは八月をヤマにしてさらに強化  
される。大企業との取引が比較的少なかつ  
た地方中小銀行には貸付申込が殺到して、  
それだけ中小企業向貸出の幅が狭くされ  
る。

## 2、政府の中小企業融資のゴマカシ

金融引きしめのシワ寄せは当然に中小企業に  
迫つた。

### (1) 七月のセンキ業者倒産は戦後最高

負債一千万円以上のセンキ業者の倒産は、  
六月には六六件、一二三億七二百万円であつた

のが、七月には二十日まで六四件、一七億  
八二百万円に達した。七月後半に入つて、東  
京都で著名な問屋も倒産し、その連鎖影響が  
おそれられている。

### (2) 不渡手形の増加はセンキ、電器、機械金物 鋳物に及んできた。

イ、五月以降は、センキ関係は前年に比べて  
毎月一千枚以上もふえてきた。つづいて機  
械金物が七百枚以上、電気器具、食品が二  
百枚以上ふえてきた。いずれも金融をしめ  
られた問屋が中心である。

ロ、銀行がすでに設備資金融資を引きしめ、

さらにも手持資金が枯渇してきたので運転資  
金融資をも引しめざるをえない段階に入つ  
たので、不渡手形の発行は、商社中心から  
メーカー方面にも移つてきた。

二、八月以降は中小企業では貯銀支払のおく  
れが生じてくるであろう。また雇用増加の  
テンボがはつきりおくれてくるであろう。  
もならない。

(3)、財政融資三五〇億円の増額だけではどうに  
政府は金融引きしめ中も、中小企業だけは  
資金を確保すると称して、年度内資金のくり  
上げ融資一五〇億円、資金運用部資金で地方  
銀行の金融債買上げ二〇〇億円、合計三五〇  
億円を用意した。しかし全金融機関の中小企  
業向貸付のうちで、中小公庫二、六%、国民  
公庫二%、商工中金二、九%、合計七、五%

にすぎない。大きいのは市中銀行六一%、相  
互銀行一七%、信用金庫一一%である。民間  
金融機関における中小企業向融資枠を確保し  
ない限り、中小企業は金詰りから脱却できな  
い。ところが政府は市中金融に対しても引き  
しめ一本槍の方針を貫徹し、中小企業金融は  
財政資金で面倒を見る事ができるように宣  
伝してゴマかしている。

五、消費者物価上昇はコスト高にハネ返る  
大きな犠牲を伴いながら金融引きしめをす

## 2、地方自治政策案

### まえがき

独占資本の利益を追求する保守勢力が、地方  
自治を無視し、ひいては、住民の福祉をないが  
しろにして、中央集権をもくろんでいることは  
歴然とした事実となつて現われている。

われわれはこの事実を直視して、今まで戦  
つてきた。しかし、保守党の対策もまた資本家  
および官僚陣と結託して實に巧妙をきわめ、じ  
りじりと既成の事実を積みあげ、その意図を実  
現してきた。そして今やこの保守党の暴挙を身  
をもつて体験してきた地方自治体は、政府に抵  
抗しなければならないところに追いつめられて  
いる。

われわれはこのような情勢に対処するため、  
ここに地方自治政策の立案を急いだわけであ  
る。

	一月	三月	四月	六月	七月
卸売物価	(二五年六月) 一〇〇				
総合	一三	一四	一三	一四	一五
消費財	一五	一六	一七	一七	一八
生産財	一三	一四	一六	一五	一六
消費者物価	二元	三〇	三〇	三〇	三一

(二六年平均) 一〇〇

しかし政府がすでに許容している各種公企業  
料金の値上げ、消費者米価の値上げの決定は、  
本年五月以前、金融引きしめの本格段階以前の  
ことである。すでに状勢は変つた。生活必需物  
資や基礎料金を引上げて、どうしてコストの引  
下げが実現できようか。  
岸内閣は現実の中小企業の金詰りと、勤労者  
の家計の悪化を無視して、大企業の擁護に没頭  
している。経済自主という国民の願望をして  
アメリカ依存に切替えたのである。

しかしながら國の政策については、これまで  
しばしば検討をかさねてきたが、地方自治政策  
については極めて不充分であつた。このことは  
中央の問題に比べて、地方の問題は、より複雑  
であり、又地味な問題であつたからであると思  
う。しかし、明確な自治政策と斗争方針なくし  
て今日の保守勢力の基盤を削減することはでき  
ない。党の飛躍的な強化は実に自治体の斗いの  
成否にかかるといふべきである。

われわれがここに提起した地方自治政策案は  
現在迄の党的欠陥を打破し、地方におけるわれ  
われの勢力の拡大のための斗いを根強く展開させ  
るために一翼に供したいという意欲にもとづ  
いて作成したものである。しかし出来上がつた  
ものを見ると、問題の複雑さもあり、又党本部  
の不足もあつて、まだ平面的で分析が不充分で  
ある。斗争の指針としては、充分ではない。し

すめているうちに卸売物価は、四月に下り始  
めて七月までに四、七%，生産財だけでは五  
%下つた。ただし消費者物価の方は下らない  
むしろ電気水道ガス料金、私鉄バス料金、消  
費者米価など値上がり材料が多い。

かしこの欠点は地方議員をはじめ、地方の党员諸君、並びに地公勞をはじめとする労組、農民中小企業団体、または学識経験者も含めて広く討議することによつて次の大会までには、本格的な地方自治政策の立案にまでこぎつけたいと思つてゐる。

そして、来るべき再来年の地方選挙には、大勝をはくすると同時に、保守党の意図を完全に碎き、われわれの理想とする社会主义社会へ更に一步前進させる契機となるよう念願するものである。

### 一、地方自治の沿革

(略)

#### 要旨

1、日本の資本主義の発展に伴い、地方自治の在り方が変つてきた。戦前あつた地方自治制度は、資本家と官僚が、資本主義政策推進の円滑化のための道具に利用したものにすぎなかつた。

2、戦争中は、中央の統制經濟の下に地方自治はなくなつた。

3、戦後新憲法とともに地方自治は拡大され、選挙権の拡充、知事の公選等が実現された。しかし独占資本の独占化が進むにつれて、再び中央集権化が行われ、地方自治はじうりんされてきた。

4、これに対し、地方自治体、自治労を中心とする労働者、地方住民の地方自治を守るためにの抵抗も根強くなつて來た。

### 二、地方行財政の現状

(略)

#### 要旨

1、今日の政府の方向  
地方自治法、警察法、教育委員会法等の諸改正、内政省の復活問題等の動き、及び地方制度調査会の最近の動向を述べ、中央集権化がいかに行われているかを述べてゐる。

### 公共事業（道路、建築、住宅、災害）教育

（校舎、教員の政治活動等）税金、社会保障

（生活保護、失業保護、失業者、母子福祉、児童福祉、結核対策）警察消防、地方公務員の生活等の現状分析を述べてゐる。

3、中央と地方との関係

補助金、負担金、地方債、地方財政再建法、町村合併問題等の現状を述べてゐる。

### 三、当面のわれわれの斗い方

(一) 中央

地方自治を守り、地方住民の福祉の向上のため、当面保守政府の諸政策に對して、次のような斗いを展開する。

(1) 地方自治を守り、反動的中央集権化に反対する。

#### 1、内政省設置に反対する。

内政省復活の第一歩であるとともに、建設行政を後退させるものである。

#### 2、町村合併の再検討

a、新市町村育成のための財政措置を推進し、予算確保を図る。

b、未合併町村に対する天降り強制合併を阻止し弱少町村に対する財政上の制裁規定を削除する。

c、三年間の合併実績を再検討し、基礎的自治体の規模適正化と事務再配分を図る。

3、府県制度、道州制、郡の再編に対する態度

a、知事官選に反対する。

b、府県の統合、知事の官選、道州制は、その内容が不明確で地方政治の中央統制を強め、のみならず、機構を複雑化、非能率化する危険があるから賛成し難い。

#### (四) 地方税財政対策

##### 1、地方税改正の重点

a、勤労者に対する住民税の負担軽減

① 国の所得税に於ける改正を當年度から住民税に及ぼすよう税法を改正する

② 特別徴税義務者に対する手数料払戻しの制度を検討する

b、住民税の地域的不均衡の是正

第二方式及び同但し書の規定を適用する。市町村の住民税を軽減し課税総額を制限する。

c、事業税の軽減

① 個人事業税は税率の引下げ勤労性事

業の控除引上等を行い将来的撤廃を目標としてその軽減を図る。

(2) 農業事業税について反対する。  
 (3) 法人の行う林業について課税する。

b、固定資産税  
 (1) 農地の免稅点を引上げる。  
 (2) 休閑宅地の固定資産税を増徴する。  
 (3) 大規模償却資産の特例は前年度方針を継続する。

(4) 林地の立地評価についてその方法を検討する。

農地の免稅点を引上げる。  
 休閑宅地の固定資産税を増徴する。

## 2、地方財政対策

a、地方財政再建特別措置法の改正  
 前国会と同様、再建法の改正案を提出し、「再建計画」の性格を変更して融通

b、地方債元利償還の軽減と税率の引下げ  
 現在の債務に対する中央干渉を排除するとともに自主再建団体に対するも赤字融資の途を開く。

c、地方債元利償還の軽減と税率の引下げ  
 現在の債務に対する中央干渉を排除するとともに自主再建団体に対するも赤字融資の途を開く。

d、消防施設税の創設を支持する。

e、地方交付税、たばこ消費税率の引上げ  
 新年度国税三税の徴収見込額、地方税収入の見積り、財政需要見込額等を検討して税率を改める。(二‰引上げ)

f、消防施設税

消防施設税の創設を支持する。

a、地方財政対策

b、自転車、荷車税の廃止  
 自転車、荷車税は原動機付自転車のみにつき課税、他は廃止する。

c、遊興飲食税  
 大衆飲食に対する減税  
 大衆飲食税

d、公営企業金融公庫の拡充  
 公営企業金融公庫を拡充し、上下水道交通、住宅、港湾、市場、屠場、質屋等の事業を強化する。

e、国民健康保険に対する補助引上げ  
 国民健康保険事業の療養給付補助率を二割から三割に引上げる。これは国民皆の保険の前提条件である。

f、公営企業金融公庫の拡充  
 公営企業金融公庫を拡充し、上下水道交通、住宅、港湾、市場、屠場、質屋等の事業を強化する。

g、公営企業金融公庫の拡充  
 公営企業金融公庫を拡充し、上下水道交通、住宅、港湾、市場、屠場、質屋等の事業を強化する。

h、公営企業金融公庫の拡充  
 公営企業金融公庫を拡充し、上下水道交通、住宅、港湾、市場、屠場、質屋等の事業を強化する。

i、公営企業金融公庫の拡充  
 公営企業金融公庫を拡充し、上下水道交通、住宅、港湾、市場、屠場、質屋等の事業を強化する。

j、公営企業金融公庫の拡充  
 公営企業金融公庫を拡充し、上下水道交通、住宅、港湾、市場、屠場、質屋等の事業を強化する。

k、公営企業金融公庫の拡充  
 公営企業金融公庫を拡充し、上下水道交通、住宅、港湾、市場、屠場、質屋等の事業を強化する。

## 3、地方公務員の生活の保障

a、国家公務員にくらべ、特に低い地方公務員の給与格差の是正を推進する。

b、昇給昇格の停止又は延伸に反対し、昇給昇格の財源の確保と完全実施を推進する。

c、警察、消防対策

a、道府県警察費のうち国費支弁分(警察法第三十七条)を廃止し道府県の負担とする。

b、警察官増員に反対し、警察予備隊を減員して他に配置転換せしめる。

c、国家消防本部を国家公安委員会から自治

治庁に移管し、消防の近代化を促進する。

d、消防財源の強化と組織の近代化

a、消防施設の充実、住宅の不燃化防火建築帶の整備の財源は損保会社の資金の活用、政府資金の増加により増額する。

b、消防施設の充実、住宅の不燃化防火建築帶の整備の財源は損保会社の資金の活用、政府資金の増加により増額する。

c、消防施設の充実、住宅の不燃化防火建築帶の整備の財源は損保会社の資金の活用、政府資金の増加により増額する。

d、消防施設の充実、住宅の不燃化防火建築帶の整備の財源は損保会社の資金の活用、政府資金の増加により増額する。

e、消防施設の充実、住宅の不燃化防火建築帶の整備の財源は損保会社の資金の活用、政府資金の増加により増額する。

f、消防施設の充実、住宅の不燃化防火建築帶の整備の財源は損保会社の資金の活用、政府資金の増加により増額する。

g、消防施設の充実、住宅の不燃化防火建築帶の整備の財源は損保会社の資金の活用、政府資金の増加により増額する。

h、消防施設の充実、住宅の不燃化防火建築帶の整備の財源は損保会社の資金の活用、政府資金の増加により増額する。

i、消防施設の充実、住宅の不燃化防火建築帶の整備の財源は損保会社の資金の活用、政府資金の増加により増額する。

j、消防施設の充実、住宅の不燃化防火建築帶の整備の財源は損保会社の資金の活用、政府資金の増加により増額する。

k、消防施設の充実、住宅の不燃化防火建築帶の整備の財源は損保会社の資金の活用、政府資金の増加により増額する。

l、消防施設の充実、住宅の不燃化防火建築帶の整備の財源は損保会社の資金の活用、政府資金の増加により増額する。

m、消防施設の充実、住宅の不燃化防火建築帶の整備の財源は損保会社の資金の活用、政府資金の増加により増額する。

(2) 今後の地方債には公募債を減少して政府資金の枠を拡大しその利子を三分五厘程度(現行六分五厘)に引下げ、償還年限を大巾に(現在の一倍程度)延伸する。

政府資金の枠を拡大しその利子を三分五厘程度(現行六分五厘)に引下げ、償還年限を大巾に(現在の一倍程度)延伸する。

③ 府県知事の市町村消防に対する運営管理権に反対する。ただし、危険物取締については府県段階に技術者を置き知事の監督権を認める。

④ 裏日本等地理気象的に大火の危険のある中小都市には上水道の整備、消防施設の強化等重点施策を推進する。

## 5、その他

### (イ) 寄附制限

公租公課以外の寄附金が増加し住民負担を加えている。東京都その他一部の都市の例に準じ、市町村は条例により寄附金の調整をなし得るよう立法を検討する。

## (ロ) 地方方

### (イ) 地方自治体の予算の分析

1、住民の構成と負担との再検討  
予算の支出が住民の福祉のために、公平に配分されているかどうか。自治体の発展という美名の下に一地域にのみ多くの施設と施策が行われ、他の住民を犠牲にしてはならない。

## 2、住民の福祉に重点を置くこと

地方自治体の性格は、あくまでサービスであるから、福祉行政に力点をおくべきである。すなわち教育の恩恵を平等にすること。保健衛生の施設計画、環境衛生、道路交通、上下水道に至るまで、全住民の福祉を基礎としたものでなければならない。

したがつて、予算においても、この点を充分考慮すべきである。

## 3、自治体の発展のための産業、生産に対する施策を考慮すること。

### 4、予算の規模の検討

予算規模の策定は、現実の上に立つて将来の發展を充分に折り込んだものでなければならぬ。この策定を誤ると行政が混乱に陥ることになる。

自治体の性格の検討—自治体綱領の作成

このような観点から、予算の分析をするに最も大事なことは、自治体の性格の検討である。自治体は地域社会における一つの団体

というだけのものでは決してない。各々の自治体は自ずから在り方について一定の進むべき方向と、それに対する住民の希望があ

る。たえずその方向に向つて躍動し発展生成しつつある。したがつて鉱工業といわば貿易港湾、商業、農業、林業、漁業といわばその自治体のもつ地理的条件と過去及現在からさらに将来への展望の上に立つて考慮されるべきである。その際、個々の生産に対する施策と住民の関心と協力が必要であることはいうまでもない。そのためには住民全体の納得と理解の出来る計画がなされなければならぬ。この自治体の性格の検討を充分に行い、市政綱領や県政綱領や各々の将来への発展の目標を策定しその後に事業の年次計画などを作ること。これは将来への方向と方針にする基礎的な問題である。さらに、現在なすべき事業、たとえば教育施設の完備。学校増改築、河川の改善、道路の整備、都市計画による工事、区劃整理による市街地の整備。病院、授産所等の福祉施設等多くのなすべき事業があるが、これらのものも各々の自治体の性格に対応しつつその緩急を認ることのないようにすべきである。

（イ）町づくり、村づくり運動（住みよい郷土を作れる国民運動）の展開

町づくり、村づくり運動というと、大変な運動のように響くかも知れないが、われわれが立場立場に応じて、住みよい郷土を作り、住民の福祉を築こうとする意欲さえあれば、この運動の推進も可能なはずである。この運動に当つて、中心となつて、活動するものは党組織、地方議員と地公労である。

以下その任務をのべると

### 1、党の府県連

（イ）の予算の分析、（ロ）の他方自治体の性格

を充分に検討、協議してわれわれの地方自治体における運動方針を作り、これをたえず、住民にアッピールすることに努力すべきである。このことは予算の効率的使用という面で住民の負担と利益に直接の関係をもち、地方自治体の姿を充分に住民に知らせることになる。

### 2、地方議員の任務と責任

明るい郷土の建設と予算の効率的使用的ためにはたえず、予算の執行状態を知ることである。現に地方自治体に監査が行われ

てはいるが、これは金銭の出納を主とする監査であつて予算執行に関する目付役ではない。したがつて理事者はしばしば予算執行という現実の事実に対しては、まず補助金のあるものまたは補助財源の早く得られたもの等から事業を行つている。そのため事業自体の緩急度が忘れられて不要とまではいわなが不急の事業が先に取り上げられ住民生活に密接な関係をもち一日も疎にすべきでないような大切な事業等が等閑に附されることが多い。明るい住みよい町作りは、先ず明朗なる施政は予算執行の面で住民の意欲に応えうる計画と影のないことでなければならない。民は知らしむべからず依らしむべしでは、民主主義の政治ではない。このようなことを考え実行に移して斗うものは地方議員の責任である。さらに地方予算及び個々の事業及び案件に対しては常に具体的且つ効率的な代案をもつて戦うことなどが望ましい。単なる希望意見や附帯決議等はできるだけ少なくした方が党の存在を地方住民に理解させることになる。次に必要なことは党の施策と個々の議員の立場、ことに選挙地盤との関係である。議員が個々の選出母体及地域的地域の事のみを考えると党の府県連や支部等の党機関との間に連携が稀薄になることがある。また個人プレーに終つて党全体のためにならなかつたり、党の大方针を忘れるようなこともなる。各級議員はたえず党の機関と連絡提携して党の基本方針を全面的に打ち出し、その後に個々の立場は考慮されることが望ましい。

### 3. 党と地公労との連携の強化

地方自治体での労組との共斗関係について、大都市は割合に階級的立場に立つた共斗を行つている。中都市以下殊に町村においては、労組の結成すら容易でなく未組織の地方が多い。党は、これ等の弱体である地域に対しては、その地方において強力なる実力を有する都市の組織と協力して、まず組織造りをすることである。町村に地公労の組織をつくることは町村民主化のために最も必要であり有力である。すなわち從来

### (二) 労働者のための斗い

地方の労働者に対する問題としてはもちろん労組との密接の連携はいうまでもない。個々の労働者にたいする問題は先ず職場を通じての問題と二つを通じての二つの考え方がある。職場を通じての問題とは、地方自治体への税金斗争、労組の自治体への団体交渉、たとえば勤労会館の建設や更生関係の施設等の要求である。だが、働くものが自らの住んでいた地域に対しても無関心であつたり種々の施設は怠り勝であつていわゆる下町といわれて総ての施設は後廻しになることが多い。まことに住宅地域の環境をよくすること。すなわち下水道をよくして雨の日の排水をよくする。蚊や蠅を撲滅する。子供の遊び場所である小公園や遊園地を設ける。働く婦人のために託児所や公費の幼稚園を建てる。学校なども都心の学校と設備その他で何等遜色のないものにすること等である。

また自治体の全体の発展のため施設等は均衡を失わないように注意することである。ある一都市がどのように諸施設が充実して種々の施設ができるもそれは、その自治体全体の発展でもなければ施設の充実でもない。われわれは労働者のもつ社会的重要性を常に主張し労働者からの立場を自覚せしむるとともに行政に関する関心と施設に対しても批判と要求を取り上げるよう努力することが必要である。

### (三) 中小企業者のための斗い

中小企業者のための斗い方は、地方において最も至難な問題である。中小企業者は、

将来への資本家的發展をその心情とし、たえず同一業界の中にありながらも相争い競いつつあるため、業者間の團結力が極めて弱い。

かれ等は業者に關心が薄く、ことに中小企業は地域的であつたり、または業種別であつたりして、その性格又は具体的なもの等は、種々雑多である。その指導なり協力には非常な努力と調査、研究が必要であるが、総体的なものとしては税金の問題、資金に対する金融の問題等である。税金の問題は殊に重要で業者の関心事である。所得税、事業税等はその中でも問題が多い。地方における斗いは、事業税が所得を一応その目安としているだけに問題がある。税金斗争は全体的の斗争と個々の業態別とさらに個人別とのいくつかに分類しての斗いが必要である。金融関係に対しても問題がある。地方自治体の中小企業への融資の信用保証制度手続、および取扱いの庶民的改革、金融のための預託金制度による融資の普遍化等が必要である。地方銀行と中央銀行とをとわざ金融機関としての銀行の地方に於ける在り方と施策についていえば、現在の銀行は自己保存と利益を追求するの余り本来の使命である庶民への金融という社会性を忘れたかの観さえ受けられる。当該地方住民が預金した額の幾パセントを当該地方住民に融資しているであろうか。住民への貸出を制限しているのが多く、そのうえ一部の銀行では自己保存と一部重役の利益のために証券投資すら行つてゐるともいわれている。これらのことは直接中小企業の金融を圧迫するものである。議会でも問題にし、商工会議所その他にも警告と注意を促す等中小企業者の連帶性に立つて指導し協力すべきである。

#### (八) 農漁民のための斗い方

農村といつても米作地帯で一毛作の地帯と二毛作地帯ではあっても都会に遠く換金作物の少い地方、また都市の周辺であつて換金作物を主とする園芸地帯、飯米すら持たない林山村地帯、半農半漁地帯、更に一年のうち数ヶ月を出稼によることによつて生活を維持し得る地帯等種々様々である。これ等のことを

充分にその地方自治体の中で見極めて対策を立てなければならぬ。

地方における農民との共斗の中で最も我々が知らなければならないことは農民の性格である。農民は勤労者的性格をもつと同時に、小さくとも一つの企業家であるという考えをもつてゐる。また山林地帯における農民に見られるように山林地主の恩恵による生活と感じ、もてるものに対する絶対觀を抱いてゐるものも多い。だから地方における斗いで、実質的な斗いが特に必要である。その一つは營農指導である。これには相当の経験を必要とする。農民は永年に亘り修得した技術と作り方をなかなか容易に変更しようとはしない一つの経験主義に基く信念がある。この経験主義による農民の迷妄がその地方の農民の利益を大きく阻害している。われわれが常に農業生産物の社会的需要の変化と生産手段の進歩発達等に留意し得るならば、たとえ農業にさしたる深い実践的経験は少なくとも、その指導的役割を充分にはたし得るであろう。もちろん、農村の置かれてゐる社会的地位の向上のためには、資本主義の矛盾からくる總ての經濟的しわよせが農村にくる等の理論的指導も必要である。

農村における大きな問題はまた農村課税である。その一つは固定資産税の問題で、農村の土地（田畠）は都会の宅地とそのおもむきを異にするものであつて、田畠の如きはむしろこの税金の償却資産の部類に属するものである。というのは土地そのものの稼動はないので、この上に肥培管理を必要として初めて収益がある。いうならば生産手段としての一つの固定したものであると解すべきではないか。しかしそれ以上と思われる家屋を所有する農家については、固定資産の評価に当つては考へてもよいであろう。さらに農村地帯の自治体が財政上の赤字の問題と財政難に対し、多くの法定外普通税を制定している。甚だしい地方では果樹、家畜から家具用器にまで課税している。これでは文化の向上すら阻害していることになる。極言するならば家の中の動物ではネコとネズミ位に税がかからない状態である。その他農村の大きな関心事は税

外負担としての労力奉仕である。道路の修理学校の校舎や運動場の整備等に対する税外負担は、主として農村地帯である。そこで農村民が都会人と比較して如何に割高な公租公課を負担しているかを考えてもその軽減のために農村民と共に斗う必要がある。漁村における問題も農村と似ている。ここにはまだ綱元と子方との関係がある。漁村といつても遠洋漁業、近海にしても多くの資本を要するトルール漁業から沿岸定置網漁業、沖釣等の如く大企業を行うところと、単に漁村というべき小資本による地域的社會が一つの團体となつているもの、更にまた遠洋漁業や機械網式の船舶の基地を兼ねている地方等いろいろであるわれわれが地方において最もよく取り上げなければならないことは、沿岸漁業への関心でなければならない。これは少資本というよりも家族総出動による零細業である。大規模漁業と資本家に圧殺されようとしている。これ等零細なる漁民に対しても漁獲の高率的販売のための施設の方法、運搬その他網等の購入費の低利あつせん等の問題がある。これによると岸漁民と地方自治体との最も大きな問題は工場の進出により、汚水排泄による河水及び沿岸漁場の水面の汚濁による漁場の被害である。このことは地方によつては漁民への一大脅威であり、致命的死活問題である。国にいまだ汚濁防止法のない現在地方自治において積極的に斗う余地は少ない。いきおい消極的に漁場の損害補償位に落ちつく、それにしても、汚水を排泄する会社工場へはその措置を充分設備の上でなさしめ、尚防ぎきれない時は、部分的補償か、全面補償かによる問題の解決があるだろう。

これらは、漁ろう基地における海上労働者としての漁民と、沿岸漁民としての斗いの方の上に自ずから異なるものはあるが、漁民の一贯せる性格としての運を天にまかせた一舟一体制という割合にものにこだわらない性格の中に自からの生活と向上を見失いつあることも見逃してはならない。このものにこだわらない性格の中に自己の生活の向上と漁村の文化的發展を取り入れた斗い方が必要である。

#### (1) 地方産業の育成

地方産業の育成はもとより必要である。しかし最近各地方に見るような地方財政の貧困からくる将来への財源としての工場誘致は、慎重を要する点が多くある。誘致運動が度を越して汚職や疑惑にまで發展することのないように、そのためには以上の経費が使用されないようにしなければならない。工場の設置によつて、自治体としての税負担はもとより道路橋梁その他の費用が将来その工場からなる固定資産なり、住民税なりにどのような結果がくるかということ等が詳細に調査されなければならない。また工場によつてはその排泄する物体が河川えん岸の水質の汚濁となり、水の使用等に悪影響がないか。農漁民に被害はないか等も考えるべきである。また工場誘致による企業家に対する奉仕と住民の負担との均衡の問題がある。万一工場誘致により企業家にたいして必要以上の優遇措置がとられ、住民負担が過重になるようなことがあつてはならない。地方自治体における地方産業に対する育成は、その産業にたいする対外的宣伝や融資等である。対外的宣伝については、各地方の博覧会共進会等に対し協力を要する。このことは地方によつては漁民への一大脅威であり、致命的死活問題である。國にいまだ汚濁防止法のない現在地方自治において積極的に斗う余地は少ない。いきおい消極的に漁場の損害補償位に落ちつく、それにしても、汚水を排泄する会社工場へはその措置を充分設備の上でなさしめ、尚防ぎきれない時は、部分的補償か、全面補償かによる問題の解決があるだろう。

#### 四、社会党政権と地方自治

##### (1) 党の地方制度改革方針の確立

##### われわれは新憲法に基く地方自治、教育分

權、民主警察の成果を守るために斗いを続け過ぎ是正の美名の下に進められた教育、警察の中央集権逆コースに對して激しい斗争を展開し、地方財政の確立、公務員制度の民主化のためにも、大きな努力を払つてきた。

しかし、この斗いは保守政権の反動政策に対する防衛斗争であつて、決して現在の地方自治制度を是認し正当化するものではない。

わが党が經濟の長期計画を持ち、社会党政権下のプログラムを明らかにしている現在、地方行財政政策についてのみ、當面の應急策

に終始することはもはや許されない段階にいたつてゐる。

われわれは経済五ヶ年計画に掲げる民主主義の確立と平和経済建設の基本線にたつて、わが党的方針を明確にし、當面の活動の足がかりとしながら、一方党将来の政策を國民の中に浸透し、その信頼を深めなければならない。

### (二) 社会主義と地方自治

社会主義は産業を社会化し、國民經濟を強力に規整するのだから、中央集権が当然で地方自治は後退するという考えは正しくない。

もちろんわれわれの時代における「地方分権」や「地方自治」の意義は、國家主義的官僚政治や独占資本と結びついた、保守政権の時代と異なることは当然である。從来の地方自治は、帝王、貴族の專政に対抗した地方の地主ブルジョアジーの理念であつたし、独占資本主義の下でも、巨大資本と結びついた中央政府の地方支配に対して、地方自治体の抵抗は、自治確立の要望となつてあらわれている。

社会主義は當然国内の平和建設を進め、民主教育や社会保障など、地方自治体の要望する事業に重点をおくから、資本主義の下でのような中央地方の対立は起りえない。中央と地方は支配被支配や従属関係ではなくて同一目標に向つての協力関係になつていくのである。

従つてそこで的地方分権や自治の意味は、当然異つてくる。それと共に中央集権は、どんな善政でもすべての地方の隅々までその実情に適合する運営は不可能であり、また安定永続することはできない。どんなに慎重で賢明な配慮をしても、中央は地方の実態から浮き上り、割一化官僚化の危険が生れてくるのである。

高度に統制された中央集中制に於ても、常に地方の問題は可能な限り、地方に任せなくてはならない。日常の運営と事業の決定等は地方自治体限りで行えるものはその自主財源を与え、中央は一般的基準を示すことと技術的助産指導の範囲を守ることが必要となる。

ソヴェトや中國等共産圏における最近の民主

主義化と地方分権への傾向はこのことを示している。

いかなる政治も民衆との接触を広く深くしていき、創意と活力が民衆の中から、政治に流れ込むシステムを維持しなければ、永続はしない。その民主主義の基盤となる人民を新聞、ラヂオ、テレビ等のマスコミだけで繋ぐことは人民を政治的に愚民化するであろう。地方の身近な問題の政治的処理や、地方行政の運営と決定に直接参加できる場所を確保することは民衆の実践的な政治意識を高めるためにも必要なのであり地方自治の理念は社会主義の下では現在よりもより積極的な意味を持つであろう。

### (三) 地方制度改革の目標

われわれの改革の対象は、地方制度一般でなく、現在の日本の地方制度であり、その容観的な条件のなかで改革を考えなければならぬ。同時に何のための改革か、その目標を明確にしなければならない。

その際われわれが考慮すべき重点は次のようににならう。

(1) 新しい自治の形成：事務と財源の再分配  
敵密な意味で、日本は実質的な自治をもたない。新憲法に基き地方自治法に定める形式的な団体自治と人民自治の諸原則は、地方行財政を拘束し、その自主性を奪う無数の法令、税法財政措置によつて、ふみにじられている。

小さな事業、一々の施設についても、自治体は法令や補助金や起債について、中央の承認なしに行うことができない。

人事も給与も、形の上では地方の自由であるが、財政の紐で中央に握られている。国の無数の委任事務は地方への重圧となり、それぞれ中央官庁機構と補助金に結びついて、地方団体の事務を動脈硬化させ、府県も市町村も陳情団体化している。

地方制度改革はまず、国、地方の責任分野を劃定し、事務と財源を再配分して、地方団体の実質的な自主性を確立しなければならない。事務配分にふれずに、町村合併や府県の統合を論ずることはナンセンスであろうし補助金制度を改革せずに、地方財

政赤字を論ずることは無意味である。

末端の基礎的自治体は、その地域的産業経済文化圏に適合する単位とし、第一線の

総合行政を自主的に遂行できるよう、事務の範囲を拡大すると共に国は現在地方団体におしつけている大規模事業を直轄に移し、その責任で行う必要がある。

国の地方干渉は戦前のような監督、後見等の権力的方法でなく、事務の一般的基準を定め技術指導助言の手段により、可能な限り地方団体の自由を尊重すべきである。

#### (2) 開発と基礎建設の推進

わが国最大の欠陥は国土開発と公共施

設の甚しい立おくれであり中央地方の機構制度はこの重要課題解決のために再編成されなければならない。一部中央の大資本大企業が高度の産業合理化、オートメーション化を進めているのに、治山、治水、道路橋梁、港湾、都市施設、教育衛生施設、住宅等の公共施設が後進国状態に放置され異常なアンバランスが生じている。

国土资源の調査と利用が進まないままに巨大工業の生産力を高めることは、食料と原料の輸入を増大し、国際収支の面から経済拡大は矛盾と破綻を生じてくることであろう。

過去の軍国主義と金儲本位の資本主義の政策の残した悪しき遺産である。この基礎建設のぼう大な推積を解消することは社会党政権の最大の任務でなければならない。われわれは開発と建設のために中央と地方の制度を改革するのである。そのためには、

- (1) 中央の建設省を中心として国土開発省をつくり、開発建設部門を統合する。
- (2) 地方出先の建設機関も統一する。
- (3) 全国を数個の開発プロツクに分ち、国

- が中心となり開発計画を整理策定して、これを促進する。
- (4) 開発行政と事業を国と地方とに配分し大規模事業及び数府県に跨るものは国が施行し、小地域の主として国土調査と利

用に関連する第一次産業等は地方団体に担当させる。

われわれはこの様な開発建設の事務の再配分と国の責任を明確にすることよつて、開発広域行政のための府県の統合はその必要がなくなるものと考える。

#### (四)

##### 改革の具体的的内容

以上の基本原則にもとづいて、将来の社会党政権の青写真を示せば、つぎのようになるしかしこの青写真を実現するには、社会主義的勢力の強力なる基盤がなければ実現できないということはいうまでもない。

##### (1) 基礎的自治体の形成

全国夫々の地区の第一線自治体を地方的な経済文化圏に適応した規模に合せ、総合行政の単位としなければならない。

##### (1) 町村合併の発展と基礎的自治体（中型自治体）の育成

おおむね中小都市を中心とし農山漁村を背後地とする地帯では、市町村合併の過程を経て産業交通文化圏を単位とする基礎的自治体を育成する。この中型自治体は概ね人口十万前後で旧郡程度の大きさとなるが必ずしも旧郡の区域によらない（この中型自治体は、県と呼んでも郡と呼んでもよいが、ここでは一応郡と呼ぶことにする）

この郡は特別市、独立市（後掲）と同等の完全自治体で、従来府県の行つた補完行政（高等学校、保健所、社会福祉、病院、小規模土地改良等）を引継ぐものとする。

##### （2）旧市内人口十萬以上、その大部分が都

市管理、義勇消防等の事務を処理させる。

##### （2）独立市

市的基本的性格は独立市郡と同じであるが、大学、大規模試験研究機関、交通施設等その事務の範囲はより広汎となる。

##### （3）特別市

人口五十万以上の大都市を特別市とし

特別市には特別行政区を設ける。

以上で全国は五〇〇乃至六〇〇の都、

特別市、独立市及郡に分れる。

基礎的自治体は、国家的統轄事務、大規模開建設事業を除き、それぞれの地域に応じ綜合行政を行ひるよう、その権限と財政力を強化する。とくに産業行政機能、公営企業を拡充し、地方中小企業の発展と都市農村の建設を促進させるよう配慮する。

#### (ロ) 道府県の範囲と事務

A まず特別市、独立市、郡形成の基礎を確立してから、道府県の再編を行う。

B 道府県はその補完行政部分を基礎的自治体に委譲し、主として連絡調整統轄の事務と市郡の協同事務（教育、警察の連絡事務、特殊病院、養老院等の維持管理等）を処理する。選舉管理委員会、地労委、人事委員会等の行政委員会を残置する。

道府県の公共事業の中小規模のものは市、郡に移し、大規模補助事業は国の方開発機構に移管する。

#### C 開発地域の設定

要すれば全国を数個の「開発地域」に分ち、国の開発行政機関をおき、その地域の開発計画調査及び実施に当る。

#### (ハ) 交付金補助金

国の直轄事業は全額国庫負担とする。

(1) 生活保護、失業対策、義務教育費等の定率補助金は存置し国の負担率を高める。

(3) 公共事業補助は事業そのものを国と地方に分ち、負担と責任を劃定し、できる限り補助金を整理する。

現在道府県、市町村の行う公共事業についても、地方財政に大きな負担となるものは国の直轄に移すものとする。

(4) 委任事務経費についての補助負担金、委託費、零細補助金等は整理して、地方交付税に含める。

(5) 調整的一般財源としての地方交付税制度は拡充し、増額する。

(6) 公営事業財源を増額し、その起債分に

ついては償還年限のくりのべと利子補給を行う。

#### (イ) 地方税

基礎的自治体の自主財源を強化し国税との見合いに於て根本的税制改正を行う。

#### (ロ) 警察、消防、その他

(1) 警察は基礎的自治体（都、特別市、特立市、中型自治体の単位）の自治体警察とし、國は自衛隊改編後その一部を国民警察隊として保有し、自治体の警察の予備とする。

#### (ハ) 消防

国家消防本部は国家公安委員会から自治体に移管し、市町村消防を近代化し地方消防も漸次常備化して、義勇消防を縮少し、補充的任務を持たせる。

#### (シ) 教育

地方教育は都、特別市、独立市、中型自治体の教育委員会（公選制）の運営とし、人事給与の統轄調整のため道府県教育委員会を残置する。

国の中等教育費負担を $\frac{1}{2}$ から $\frac{1}{3}$ 位まで引上げる。

中小学校の教員定数を増加する。

高校教育は産業教育面で更に充実させ将来義務制にする。

#### (ス) 改革の効果

この改革の効果はつぎのようにな想定する。

(1) 基礎的自治体は特別市、独立市、中型自治体の一段階となりその数五〇〇—六〇〇となつて相互の規模能力の差が縮少され、均衡していく。

(2) 住民の日常生活の直結する施設行政、營造物行政が一元化して効率的になる。

(ハ) 基礎的自治体の産業行政が強化され、地方中小都市の発展、農村工業、地方産業の向上により、人口雇用の過大都市集中の傾向を抑制する。

地方都市と背後農山漁村の一体化が促進される。

(ロ) 府県の機能、人員が市町村と融合し郡行

政の技術者向上が期せられる。

(シ) 大都市問題が解決される。特別市を除く府県の残存部分は独立市、郡として特別市

に併立し府県に於て統轄調整を行ふことに  
よつて協力体制が可能になる。

(八) 外廓団体と非常勤公務員が大巾に縮減さ  
れる。

### 3、地方経済政策の任務と目的（案）

地方経済政策に政審会が活動の重点を移して来たのは、一つは、政審会の長期経済政策は、国の政策が主であつて、実施の主体であるべき地方経済政策がないという欠陥があつたこと、一つは、府県連で斗いを進めるために県政綱領、市町村政綱領（県政政策、市町村政策等）が必要である。それを作る手がかりを中央で作つてもらいたいという要請が多く、政審においては、モデル自治体を指定し（長野、兵庫、山口）七月末日から、八月にかけて、実態調査を行い、地方経済政策の素案を作ることとなつた。これはその任務と目的を明らかにしたものである。

#### 一、地方経済政策の任務

1、地方経済問題は直接に住民の生活の場につながる問題である。党活動としても、これは地方組織の日常斗争及び各種選挙その他の大衆斗争における主要な対象であるばかりではない。党活動全体は、地方経済問題のうちから、つねに具体的な斗争方針をくみとつて指針とせねばならない。

2、わが党は、明後年に迫つた全国的な地方選挙において、圧倒的な勝利をかちとるために、今から全党あげて地方経済における問題点をとらえ、これを系統的計画に斗争目標として展開できるように準備せねばならない。

3、さいきんわが国経済の発展が著しいにも拘らず、地方経済発展はいぜんとして大きな不均等があり、大都市中心の富裕地方と農村及び中、小都市中心の貧困地方との格差はいぜんとして大きく、地方自治のうち赤字財政団体はふえる一方である。これはわが国経済が、独占資本と国家権力との合体による中央集権的な発展をつづけてきたので、その犠牲が地方経済にシワ寄せされているからである。

この現状に対して、保守勢力は相変らず地方経済政策をあくまでその地方個々の政策に釘づけして、他の地方経済政策や国民経済政策との関連をあいまいにして、地方経済政策の根本策を明示しないばかりか、徒らにその解決が困難であるように宣伝し

ている。わが党はこれに対しても、わが国は資本主義発展の背後におり去られてきた国内資源の積極的開発と利用、後進的な地方の総合的な発展策、すなわち、新農地の造成、農林漁業や中小企業の近代化、電源や道路開発、新規工業の育成、これにともなう交通施設の整備などを推進してゆき地方経済をゆたかにすることこそが、国内の人口収容力を高め、国内に購買力を大きくしてゆく方向であるとして、日本経済安定及び拡大の根本方針としている。

この方針にもとづいて、わが党における地方経済政策の立案は、わが国経済全体を一つの対象とする経済政策（主として党本部担当）国内の個々の地方経済を対象とする経済政策（主として地方支部組織担当）とに分担されてきて双方の政策の連絡結合として、主として制度面で地方自治対策、開発面では地方開発計画の立案が果されてきた。今やわが党は、地方経済斗争について、本部と地方組織との協力を強化せねばならぬ時である。

そこで、われわれはまず地方経済ならびに地方自治の正しい発展を阻げているものは何か、国民経済発展のうらづけとしての地方経済の具体的発展策は何か、を個別の各地方について明かにしてゆくために、地方経済に関する資料蒐集整理より始めて、地方経済政策立案の準備を、以下の方針に従つてすすめたい。

## 二、地方経済の概念規定

1、われわれのいう地方とは現行の行政区劃  
単位の単数又は複数を意味する（都道府県、  
市町村の如き、単数、関東地方、東北六県、  
○○郡、利根川水域地方の如き複数）

なぜならば、地方経済とは国民経済との  
機構的なつながりにおいてこそ、その特質が  
明らかになるのであり、地方経済機構を社  
会経済資料面より把握するには、現行の行  
政区画毎に作成されている諸資料を活用す  
ることが主要手段にならざるを得ないので  
ある。

### 2、機構的なつながりとは

(一) 金の流れ（国家機構と金融機構を通ず  
る資金の吸收撤布の関係が、タテの流れ  
即ち国と地方との関係でどうなつてある  
か。ヨコの流れ即ち他地方との関係でど  
うなつてあるか）

(二) 物の流れ（商品流通の過程と、それに  
ともなつて生ずる価値移転関係。产地と  
消費地との間の卸、小売の過程と価格シ  
エーレはどうなつてあるか）

(三) 人の流れ（人口の自然的及び社会的増  
減、労働力の都市と農村又は産業部門間  
の交流、階層分化、賃銀、生活水準はどう  
なつてあるか）

右のような地方経済機構の実態把握によ  
つて明かにされるものは、その地方と他地  
方又は国との支配従属の関係である。これ  
によつて、おくれた農業と中小企業をかか  
えた地方や、せつかく大工場をもつた地方  
が国家機構又は銀行の本店や工場の本社の  
所在する大都市地方から「かね」「もの」  
「ひと」の三面で搾取され、経済発展がお  
くらされているかが全機構的に明らかとな  
る。

地方経済の全機構的な特質が明かになれ  
ば、その特質が一地方だけでなく、他地方  
にも共通する特質であることも明かとなり  
地方経済の要求を広域な経済対策として発  
展せしめ、われわれの共同斗争をより広く  
より強める土台とすることができる。  
3、われわれの地方経済機構の把握はまず県  
段階より出発する。

なぜならば、県段階こそ、現行の地方行  
政における国と地方との結び目であつて、  
かつ独占資本としても地方経済支配の標準  
単位となつてゐるから、最も把握し易いか  
らである。

従つて県段階よりも広域の地方経済、狭  
域の市町村又はその複合地域の把握は、県  
段階の分析を媒介して行うこととする。

## 三、地方経済政策の目標

1、地方経済の発展はいままでなく地方生  
産力の発展が土台である。しかし地方生産  
力の発展は国民経済全体の発展の見地にた  
つて、各地方の特異を最も良く生かす方法  
がとられねばならぬ。

従つて地方経済における生産力増強対策  
は、地方経済政策の内部ですべてが解決さ  
れるものではない。地方経済の自然的特質  
すなわち、地勢、気象、資源賦与等の自然  
的条件はあくまでも素材である。恵まれて  
いるにせよ、自然的条件を面前に強く押し  
だして社会的条件（価値的条件）をなおざ  
りにして、地方開発計画をたてても、それ  
は技術的可能性を意味するだけの自慰的行  
為であつて、われわれのいう地方経済政策  
ではない。

われわれは、地方経済建設の長期計画を  
たて地域的にも生産力増強政策をたてねば  
ならないが、これは単に合理的な技術的可  
能性を示すものではなく、これが必ず実現  
できる社会経済的必然性すなわちわれわれ  
の地方経済政策のうらづけを持つものでな  
ければならぬ。

2、われわれの地方経済政策の当面の目標は  
イ、地方における経済発展の阻害となつて  
いる支配従属関係を排除することであ  
ることである。

ハ、地方住民の生活水準を、国民生活水準  
なみに引上げることである。  
アらためて、地方経済発展の推進体とす  
ることである。

## 3、從つて、地方経済政策は広い意味では、 地方行政政策（地方自治対策）も地方綜

合開発計画を含まれるが、狭い意味では地方経済の問題を国民经济との関連において把握し、問題の所在を明らかにすることを任務とするものである。地方行財政政策や地方総合開発計画そのものの立案の土台となる地方経済の分析を当面の任務とする。

#### 四、地方経済の分析

1、全国の各地方経済、当面は県段階の地方経済を統一した方法論をもつて、機構として分析する。

#### 2、分析の対象

##### イ、地方における支配從属關係

(一) 總括—生産所得と分配所得との背離

A 県民所得としての県内の生産額

(生産所得)よりも県内住民の所得(配分所得)の方がどれほど小さいか(又は大きいか)を量的に明らかにする。

B 総量—生産所得総額と分配所得総額の差

C 構成—①生産所得の内訳(農林水産、鉱工、商業サービスの三部門別)

D 構成—②分配所得の内訳(勤労所得、個人業主、個人賃貸料、利子、法人所得、官公業所得別)

E 構成—③主なる支出の内訳(財政支出、個人消費支出、県内設備投資)

(二) 地方における経済構造

A 自然的条件(気象、地勢、資源)

B 産業面の地方的特質(特に農林水産業の近代化の可能性の検討)

C 労働力人口構造(産業別、労働力数、失業者、不完全就労者)

D 労働条件(賃金の地方差、日雇賃金、内職)

E 都市生計費、農家生計費。

(三) 物価

A 貯金、簡保、民間生命保険を含む

B 金融機関別の貸付高(産業別に)

C 県内における国庫対民間収支。

(四) 独占的産業資本の支配。

A 独占的支配機関の系統。

B 輸送(国鉄、大私鉄、日通等)

C 肥料、石炭、鉄鋼材、電力、石油等の独占商店の販売の販売系統。

D 県産品の輸出機構(独占、大商社とのつながり)農産物の買上げ系統。

E 大メークーとその下請系統。

F 独占的支配に対する機構の系統。

G 農業、中小企業の協同組織。

H 生活協同組合組織。

(五) 地方における労働力構成と階層分化

A 人口構造(男女別、年令別、労働力非労働力別)

B 勤労力人口構造(産業別、労働力数、失業者、不完全就労者)

C 勤労力移動(季節移動、他地方への流出、農家及び零細企業の分解)

D 労働条件(賃金の地方差、日雇賃金、内職)

E 都市生計費、農家生計費。

(六) 地方における民主勢力の強さ

A 分析は、机上調査による概況把握と、現地調査による現状分析の二段階で、現地では民主的諸団体(学者グループ地評とくに自治労、農民団体)の協力をうける必要がある。

(七) 金融機関を通ずる資金の吸收散布

## 解説

# 1、米価問題

## 一、米価問題の背景

政府は三二年度予算編成にあたつて、生産者米価の抑制と消費者米価引上げの意図をあきらかにした。その直接の理由は、食管赤字の解消にあるが、公定価格を実勢米価に近づけることによつて保守党年來の主張である食糧統制の撤廃をなしくずしに実現しようとするかくされた意図のあることはいうまでもない。そのためには生産者米価と消費者米価の一元化—原価主義—経済米価の主張が政府および一部学者の間から強く前面に押し出された。このよくな政府側の意向にたいして、生産者米価はあくまで再生産を補償するものでなければならないとする農民側の主張と、消費者米価は勤労生活者の家計を安定するために据置くべきであるとする消費者側の主張とは真向から対立した。三二年度産米價格はこのような政府と農民および消費者の対立を中心にはげしい論議が重ねられたが、このよくな政府の意図は一応挫折のやむなきにいたつた。

## 二、米価決定の経緯

政府は三十二年度予算において生産者米価（予算米価）一万円とした。これは前年度の生産者米価（計画）一〇、〇七〇円より安く、パリティ指数の上昇からすればかえつて引上げねばならないのを逆に引下げたことは、政府が生産者米価をできるだけ抑制しようとする方針のあらわれとみられた。一方政府は食管会計の赤字（三十一年一六一億、三十二年一四二億）を解消するには消費者米価を引上げる必要があるとし、一月から十キロ八五〇円（白米一升一二円五十銭）に改訂することをもくろんだ。その理由は、消費者米価が据置となつてゐる二十九年以来、国民の家計支出は一%増加しているから十分負担能力があるというにあつた。これは国民の食生活がまだ十分安定していないとのと、減税の恩典に浴しない低所得階層にとって大きな脅威であるとの理由から、消費者団体

や労働団体およびこれを支持する社会党のはげしい反対をうけ、政府もついに即行を避け、新たに臨時食管制度調査会を設け、その答申をまとめて態度を決定するという責任回避策に出た。臨時食管制度調査会は、このような政府の意向によつて、消費者米価引上げ賛成の学識経験者を中心構成され、したがつてその結論は、早くから予想されたことであるが、前後九回の会議を開いた上、六月十一日政府に対して、次の趣旨を盛つた答申を行つた。

① 生産者米価と消費者米価とは一本とし、二重価格制はとらぬこと。

② 生産者価格は本来の抑制価格から需給均衡価格に漸次接近しているが、これまで行われてきた各種奨励金の加算は合理的ではなく、品質に応じた格差を設定するよう考慮すること。

③ 消費者米価は、生産者価格に中間経費を加えて算定したコスト（原価）によつてきめることを原則とするが、当分のうち家計米価の限度内できめる。食管会計の健全化のために消費者米価の引上げはやむをえないが、中間経費の節約と低所得階層に対する考慮を行う。

政府はこの答申をえて直ちに米価審議会に対する政府諮詢案を決定したが、政府のかねての構想と調査会の答申とはほとんど一致しているので、政府諮詢案は調査会答申の趣旨を全面的にとりいれ、まず生産者米価については従来通りパリティ方式によつて算出された基本米価の上に、①時期別格差は圧縮して全国平均一四三円とし、②歩留格差は硬質米に対し三〇円を計算する代りに、軟質米に対しては逆に三〇円を差引き、③陸稻格差を設けて水稻に比し三五〇円引下げ、④繡米加算を減額して一、二五〇円を一、〇〇〇円とし、⑤予約申込加算（一〇〇円）は廃止するという内容のものである。これがため農家に対する平均支払価格は一万百七

十円となる。また消費者米価については十キロ平均八五〇円（白米一升一二一円五十銭）に引き上げ、全国を四段階にわけ、八月一日より実施するというにあつた。

三十二年度米価を審議する米価審議会は麦価として政府および調査会の意図した経済米価に名を籍る食糧統制のなしくずしの陰謀を働き農民のためにはあくまで生産費と都市労働者なみの所得を補償する米価を要求し、消費者のためには今後の経済情勢の悪化と物価安定の見地から現行価格据置きを主張して戦つた。これがため米価審議会の大勢は政府と全く対立し、生産者米価については、生産費および所得補償方式によること、各種加算は前年通りとすること陸稻の格差は設けないこと、消費者米価については政府案は不適当であるなどの答申を行つた政府は、その後世論の大勢に押された自民党の意向をとりいれて、七月五日の閣議で次のような最終決定を行つた。

#### 生産者価格

- 1、基本価格は、二九、三〇、三一の三ヶ年平均を基準とするパリティ方式で算出した額とし、九、七四五円とする。（軟質米の差引は行わない）
- 2、歩留加算 西日本の硬質米に対して三五円を加算する
- 3、時期別格差 九月末、十月十五日、十月末の三期にわけ六〇〇円、四〇〇円、二〇〇円を加算する（全国平均一四三円）原案を撤回して、九月末、十月十日、十月二十日、十月末の四期にわけ、八〇〇円、六〇〇円、四〇〇円、二〇〇円（全国平均一八三円）とする。
- 4、申込加算 前年通り右一、二五〇円を加算する。
- 5、陸稻格差はつけない。
- 6、もち米加算 前年通り右一、二五〇円を加算する。
- 7、平均支払価格 一〇、三二二円五〇銭。

#### 消費者価格

十キロ八五〇円の範囲内で十月一日までにきめる。政府原案から決定までの数字を対照すれば次の通りである。

#### 三二年度米価をめぐる数字

基本価格	政府 原案 九七五 円	米價答申 生産費ね よび所得 補償方式 二、四〇〇 九、七四五 円	農民団体 要求額 二、四〇〇 九、七四五 円	政府決 定額
歩留加算	(±) 三〇	三〇以上	一〇〇	三〇
陸稻格差	三五	〇	〇	〇
もち米加算	一、〇〇	一、二五	一、二五	一、二五
等級間格差	分	分	分	分
包装代	一六	一八	一八	一六
平均支払価格	二〇、一三〇	二〇、三三・五	二〇、三三・五	二〇、三三・五

#### 三、社会党の態度

##### 基本方針

社会党は食糧統制を継続して、生産者たる農民には再生産を保障して食糧増産を可能にし、消費者にはできるだけ安い配給米を確保して國民生活の安定をはかるなどを主張している。したがつて現行食糧管理制度が、生産者価格については生産費を基準として決定し、消費者価格については家計費を基準として決定することになつてゐるのは当然で、農民からははるべく高く買い、消費者へはなるべく安く売るのが食糧制度の建前である。ここからいわゆる二重価格制が生れ、その差額を国が一般会計で負担することが要請される。ところが二十四年の均衡財政実施以来、食管会計の独立採算制が主として財政当局から強く主張され、食管赤字解消のために生産費価格の抑制と消費者価格の引上げが年々問題となり、最近では農林当局まで同一の見解をとるようになつた。その結果生産者価格と消費者価格とを一本化して、生産者価格に中間経費を加えたものを消費者価格とするいわゆる原価主義が、こんどの臨時食管制度調査会の審議を通じて俄然有力な主張となつた。そして

自由経済の、やとに自然に成立する需給均衡価格をもつて支持価格とすべきであるとの主張さえきかれた。これは明らかに自由経済統制撤廃の思想につながるもので、食糧統制を食糧増産、農民の所得補償、国民生活安定等の見地からあくまで継続すべきことを主張するわれわれの見解とは真向から対立するものである。

### 生産者価格の問題

#### ① 基本価格

政府は基本価格の算定にあたつて依然パリティ方式を用いているが、基準年次のとり方は年々ちがつていて、これは政府があらかじめ想定した価格にあわせて算定方式を考えているためで、前年は二十五、六年平均を基準として算定したのを、今年は二十九、三〇、三一の三ヶ年平均を基準として算定した。もともとパリティ方式を用いて農家購入品価格指数の変化によつて米価をきめようとするやり方は量産や新しい技術の採用によつてコスト引下げの容易な工業製品と、そうでない農産物とを同一水準で律しようといふのであるから、農民にとって不利なことは明かである。そのうえ基準年次は物価、所得、経営等にわたつてもつとも安定した年次をとり、しかもなるべくこれを変えないのが理想であるが、政府は今年のように勝手に理由なくこれを変更し、故意に米価の引下げをはかつている。このように政府が毎年中味のクルクル変るパリティ方式をいつまでも固執しているのは政府がねらう米価抑制に都合がよいからである。われわれは三年前すでに米価審議会が決定した生産費および所得補償方式によつて、農民に再生産と都市勤労者などの生活を保障する（米価一万一千四百円以上）を実現すべく戦つた、

#### 政府が算定した基本価格（決定額）

- (1) 基準米価(29~31三年平均米価) ..... 9,515円
- (2) ペリティ指數の変化 ..... 124.48 (32年5月)  
120.30 (29~31平均)
- (3) ペリティ価格 (1)×(2) ..... 9,846円
- (4) 加算額(投下資本量の変化と  
都市農村生活水準のギャップ) ..... 96円
- (5) 32年産米基本価格 (日3等) (3)+(4)-9,942円
- (6) 同 上 (新3等) (5)-200円 ..... 9,742円=9,745

#### 農民団体が算定した基本価格（農協中央会）

- (1) 31年(基準年)反当生産費  
(ハーフライン80%の農家) ..... 27,802円

(2) 32年(比較年)反当生産費(物価の上昇率で修正) ..... 29,297円  
(3) 同上石当米価 =  $\frac{(2)-(4)}{\text{反収}(2,55石)}$  ..... 10,690円

(4) 石当地代(米納小作料+固定資産税) ..... 734円  
(5) 計(基本米価) ..... 11,424=11,400円

#### ② 歩留加算

政府ははじめ西日本の硬質米に対して310円(前年は15円)を加算する代りに、北海道、東北陸の軟質米に対しても逆に30円を差引き基本米価の範囲内で操作する案をたてた。しかし軟質米にとつてはそれだけ基本米価にくいこむこととなり、あきらかに不当な措置である。ことに歩留り率の相違は、同一地帯でもいろいろで、これを機械的に全国を二分して差別を加えることは科学的に正確な方法でなく、それだけに基本価格をわざて差引くことは慎重性をかくやり方である。結局政府は硬質米にだけ35円(基本価格の引下分を増額)をプラスすることに落ついた。全国平均では一七円五〇銭となる。

#### ③ 時期別格差

政府は前年の九月末日まで800円、十月十日まで600円、十月二十日まで400円、十一月末日まで1100円(実績一七七円)を圧縮して、今年は、九月末日まで600円、十月十五日まで400円、十一月末日まで1100円の三期、平均一四三円に引下げる案をたてた。時期別格差は早場米奨励金の変形したものが、食糧事情が逼迫した當時、端境期の供出促進のためにとられた措置であるが、そのため早場地帯の農民は労費の増加と収穫の減少を覚悟して政府の要請にこたえてきた。それが今日の早場米の作付増加となつたのであるが、政府が需給の好転を理由にこれを圧縮することは、農民の過去の協力を裏切るものである。政府もついに前年通りの時期および格差をみとめることになつたが、買入予定期数量二千七百万石に割当ると平均支払額は一八三円となる。

#### ④ 申込加算

予約売渡制度を実施して本年は第三年目となるが、政府はこの制度も軌道にのつたから、特別の奨励措置は必要がなくなつたとしてこれを廃止しようとした。しかしこの加算はかつての

供出制度が強権的に行われたのに対し予約制度は農民の自主的な協力によつて行われるところに特徴があり、それにも当然経済的な奨励措置を伴わねばならぬとの建前で行われたものである。政府が予約制度を継続する以上進んで農民の協力を拒否するような措置は避くべきである。また農民の要求する生産費を補う米価が実現されない以上、農民としては何らかの形で計算を要求し、その削減に反対するのは当然である、これまた政府の譲歩によつて従前通り支払われることになった。

#### (5) 陸稻格差

政府は水稻に比し陸稻は品質、食味ともに劣るとの理由で、今年から石当二七五円の格差を設けようとした。このように品質の差をそのまま価格にあらわそうとするのは、自由経済のもとでは当然のことであるが、現在の食糧統制が生活者価格と消費者価格をきりはなし、生産者からは生産費を基準とする価格で買上げる原則をかけている以上、水稻よりも反収少く、豊凶の差のはげしい陸稻の生産費はむしろ高いはずで、これを消費する立場からみて価格を引下げることは制度的にも矛盾している。また消費者の立場からしても現在配給米の品質について選択の自由をもたない配給制度のもとにおいて政府が消費者の立場にたつて格差をつけ、これが生産者に押しつける理由はない。さらに現在の陸稻の多くは、食糧難の時代に政府が作付転換を強制して奨励したもので、農民にたいして再転換の余裕をあたえずいきなり価格面から圧迫を加えることは明らかに不当である。これまた政府は撤回を余儀なくされた。

#### (6) もち米格差

政府はもち米についても従来の一、一一五円（俵四五〇円）は高きにすぎるという理由でこれを一、〇〇〇円に引下げようとしたが、これまた農民の既得権を侵害するものとして反対をうけ、政府も引下げを断念した。

#### 消費者価格の問題

政府は現在の消費者価格十キロ七六五円（白米七九〇円）＝一升一〇九円（白米一一一円五十銭）は昭和二九年以來据置となつており、その後の家計支出の上昇は一一一であるから十キロ八五〇円（白米八七五円）＝一升一一一円（白

米一二五円）まで引上げても家計の圧迫にならないが、最近のエンゲル係数の低下傾向を考慮して十キロ白米八五〇円＝一升一二一円にとどめ、これを八月一日から実施しようとした。なお政府は全国を四地域にわけ、次のように差等を設けて、実際米価との間の均衡をとる案をしめた。

主要消費県	八七〇円
その他の消費県	八五〇円
中間県および	
一般生産県	八三〇円

#### 特別生産県

八一〇円

わが党は、国民のエンゲル係数が三十一年は四六・五一であつて、戦前（昭和九一一一年平均）の三五・八に遠く及ばない現在、消費者米価の引上げは、国民生活水準引上げの努力を政府自ら否定するものであること、最近における経済情勢の悪化はデフレ政策への転換を必至ならしめ、過去の生計費支出ののびを基準として消費者米価を引上げることは危険なこと、消費者米価引上げは生産方面の配給辞退をいつそ増加し、政府は全国を四地域にわけて配給米価格に差をつけることにしてはいるが、政府の考へている程度の差等ではヤミ米にくわれる傾向を防止することはむつかしく、かくて食管制度はこの面から崩壊するおそれがあること、消費者米価引上げは、さらに他物価の騰貴を促し、最近の日用品物価の値上がりに苦しんでいる大衆生活をますます窮迫にみちびくことなどの理由をあげて、消費者代表とともに極力反対した。

その結果政府は自民党と通謀して、値上げの幅を十キロ八五〇円以内とするとのあいまいな表現を用い、値上げ実施の時期を十月一日までにきめることとして、当面をこまかすことになった。しかしこれによつて政府が消費者米価値上げの意図を放棄したものでないことはもちろんで、われらは今後の政府の動きを厳重に監視する必要がある。

#### 政府が算定した消費者米價

- (1) 現行基本配給価格（七分づき） ..... 765円
- (2) 家計費の上昇率 ..... 24.514円（31年8月～32年8月）  
22.074円（29年2月～8月）

3月・除12月・1月の家計支出額

・除7月の家計支出額

- (3) 家計米價 (1)×(2)..... 850円→875円（白米）

(4) 配給米エングル系數の低下傾向 (30・31年平均) ..... 96, 98%

(5) 適正な消費者価格 ..... 875円 × 96. 98% = 849円 = 850円

× × ×

以上のように政府の生産者米価抑制、消費者米価引上げの意図は一時阻止されたが、消費者米価の問題は、近く十月までに再燃することは

## 2、自民党の最低賃金法要綱案批判

此の度自民党労働党題調査会は最低賃金法案要綱を決定し発表したが、同案は先般政府が発表した業者間協定に基く最低賃金構想を一步前進させたものに外ならない。

先の政府の業者間協定が、内外から強く批判され、とくに自民党内部からも、業者間協定は最低賃金ではないとの批判が出るに及んで、自民党としては何らかの意味で考え直す必要にせまられ、ここに新たな構想が発表される運びとなつたことは想像にかたくない。

だが出来上つた要綱は、本質的に政府の業者間協定構想から一歩もでて居らず、唯その構想を法律的に整理したに過ぎない。

以下細部にわたつて同要綱を検討して見よう。

先づ要綱の最も特徴的部分は、最低賃金の決定についていくつかの方法を定めている点である。

その原則的決定方式は、最低賃金について劳使協定若しくは業者間協定が締結され、それに基いて当事者が、それを行政官庁に申請した場合、行政官庁は、それを公示することにより最低賃金とすることとしている。

更に右の原則的決定方式とならんと、労組法十七条、十八条の一般的拘束力に類似した方法を採用し、一定の地域の同種労働者の大部分が一つの労使協定又は業者間協定による最低賃金の適用を受けるに至つたとき、行政官庁は当該使用者の申請又は職権によつて同地域の同種労働者に右の最低賃金を適用することができるし、更には共通の最低賃金をも定めることができるとしている。

この外要綱は、必要によつて、業者間協定又

は労使協定に基いて最低賃金を定めるよう使用者又は使用者の団体に勧告ができるとしている。

更に、以上の方法で最低賃金を定めることができ難であり且つ賃金が極めて低い業種若しくは職業に従事する者又は、一定の地域の労働者について、最低賃金審議会の意見を聞いて最低賃金を定めることができるとしている。

以上で明白な通り、要綱案は、最低賃金の決定について、法律によつて一律に一定の額を定めるという方法をとらずに、あくまでも労使協定なり業者間協定をもととして最低賃金を決定し、これを行政官庁が法律によつて認めて行くという方法をとり、更に場合によつては職権を行使してそうした最低賃金を横に伸ばしていくという方法をとつてゐる。

又要綱は、最低賃金の決定に當つて、生計費一般的賃金水準、支払能力を原則とすることをうたつてゐるが、同要綱が最低賃金額を法文上明規せず、専らその決定を労使協定、或ひは業者間協定にゆだねて最低賃金額に多様性を認めている点からいって、同規定はあまり大きな意味をもたず、従つてその決定方式に寧ろ重大なウエイトがかかるつて居り、そこが要綱の重要な骨子となつてゐる。

そこで先づ問題となるのは、要綱にうたわれている労使協定、或ひは業者間に基く最低賃金が果して本来的意味の最低賃金に合致するものたりうるかどうか、或るいは、そうした方法に基づいて最低賃金を決定する事が、現在の最低賃金制度確立の要求に応え得るものであるかどうか、この点を先づ検討して見よう。

最低賃金というからには、それは少くとも最

必至である。政府および保守党が念願する食管制度の合理化に名を籍る統制の撤廃は、今後も機会あるごとにもくろまれることは間違いない。わが党は農業および農民の保護と国民生活安定を主張としてあくまで食糧統制の維持継続のために最大の努力を払うであろう。

低生活を確保するに足る賃金でなければならぬことは事実いう迄もない。

そして最低生活を確保するに足る賃金とは単に食つて生きて行くに足る賃金ではなく、同時にそれは明日の労働再生産を保障するに足る賃金であらねばならない。

そうした意味で最低賃金はその決定にあたつて先づ労働再生産を保障するに足る生活資金の原則をして考へられなければならないわけで、その場合自ら最低生活費は多少の彈力性はあるとしても一定の線が引かなければならぬ筈である。

即ち最低生活費たる最低賃金はその本来的意味からいつて多種多様性をもつたものではなく或る一定の線をもつたものでなければならぬそしてそうした一定の線を確保することが最低賃金法の大きな目的であり且つねらいに外ならない。

こうしたことをいうとある一部の人はそれでは最低生活費というものは、固定的なもののかと反論されるが、一定の線をもつたものといふことと固定化したものということを混同してはならない。最低生活費はそれが原始的生活を基礎として考えられるものでない限り、国により或いは時の社会的生水準の程度によつて差があるのは当然で、日本の場合においても、一般の生活水準が上れば、最低生活費の線もそれに比例してあがることは当然である。

ともあれ、最低生活費は一定の次元を基礎として考えた場合にそこに自ら一線が引かれ、そうした線を法律によつて確保しようというのが最低賃金法の目的であらねばならない。

ところが、自民党的要綱案は最低賃金決定方式の現実性、具体性を強調するあまり、最低賃金の決定を主として労使協定、業者間協定に依存する方法をとり、その結果最低賃金の多種多様性を認めるという極めておかしな形となつてしまつた。

ここに同要綱案の最低賃金に対する考え方の根本的な誤りがある。

少なくとも最低賃金法というからには、最低賃金の一定の基準を示し、これを法律によつて守らせ、積極的に保障する何らかの方法を講じなければ、法律として何の意味ももたない。

もつとも、労使協定なり業者間協定なりによつて最低賃金が決定され、それによつて先に述べた意味での最低賃金が確保されるというのであれば、そこに何らの問題はない。

先づ労使協定によつて労働者の納得のいく最

低賃金が現在の労使のあり方からいつて果して締結しうる可能性があるだろうか。

公正な最低賃金が労使間において協定されるためには、その前提条件として労働者の力が色々な意味で使用者のそれと相対等とする状態にあらねばならない。現在の如く、経理の公開は困る。労働者の経営参加はいやだ、利潤は専ら使用者のフトコロへでは、労働者は全く手も足も出ない。そして二言目には生産性をもつとあげろである。労使協定によつて最低賃金が確保できるなら、最低賃金確立の要求などはどこからも起つてこない筈である。それが起る所以は一つに労使協定が使用者側の一方的な押付け以外の何ものでもないことを意味している。

ここに労使協定による最低賃金が現実的決定方式であるとする自民党的考へ方は基本的に誤りがあり、それは寧ろ非現実的な方法以外の何ものでもない。社会党が最低賃金を法律で一律一本に定めたのも、そうした一見現実的と思われる労使協定による最低賃金の決定が実際には極めて困難であり、且つ最低賃金が協定されたとしても、それは初任給としての意味はもつが公正な最低賃金とはいひ難い要素をもつたものとなるからである。

次に業者間協定に基く最低賃金であるが、これは最低賃金とは全く関係のないわば業者間の勝手な賃金協定であり、こうしたものを最低賃金の基礎とする如きは極めてナンセンスで、それが賃金ストップ、最高賃金に結びつくものであることは、既に静岡のミカン缶詰業者の最低賃金を見ても明らかに如く、多言を要しない。

更に要綱において、全く性質の異なる労使協定と業者間協定を同列に最低賃金の基礎としている点は最低賃金に対する考へ方が全く不統一であることをバクロしている。

以上で明かな如く、要綱案の最低賃金の基礎を労使協定、業者間協定に置くという考へ方は最低賃金理念から全くはずれたものであり、且

つそうした方法によつて最低賃金制度を確立して行こうという考え方は現在の労働者の要求から全くかけ離れた非現実的な方法と断ぜざるを得ない。

次に要求でいつている最低賃金を横に拡げていくという考え方も、横に拡げる際の基礎となる最低賃金が先に述べた如き労使協定、業者間協定に基くものである限り、いくら横に拡げたところで最低賃金としての何らの意味ももつてこない。

又行政官庁の最低賃金制定の勧告権も、その内容が、労使協定、業者間協定に基いて定めなさいという極めてなまぬるいものである関係からその勧告の効力の限界はいわゞと明瞭である。

更に、労使協定、業者間協定に基く最低賃金の決定、及びそれを横に伸ばすことによる最低賃金の実現が困難な場合、行政官庁は、必要に応じ審議会の意見を聞いて最低賃金を定めることができるとしているが、先の四業種の最低賃金すら五年もたつて未だに実現できない行政官庁にそれを期待することは無理といわなければならない。

次の問題として最低賃金審議会の問題があるが、審議会の設置方法、その構成の問題は一応さし置くとして、要綱案にいう審議会はその权限が極めて少なく、何んの為に審議会を置くのるか判然としない。

て要綱案では、審議会は一応法の運営に関する審議重要事項を諮問に応じて審議し、必要に応じつ建議することができるとしているが、その審議なり建議なりがどの程度の効力をもち、上に向て反映されるのか全然明記されていない。しかも最低賃金を決定するに際して審議会の意見を聞かなければならぬのは、わずかに色々な方法によつて最低賃金を定めることができ難なときだけである。

少なくとも審議会を設置する以上、審議会の審議事項、決定事項は大巾に尊重するようその权限を認めるのでなければ審議会の存在理由は全く薄くなってしまう。

この点も要綱案の大きな欠陥の一つである。次の問題として最低賃金を守らなかつた場合の罰則であるが、要綱案では、違反者の官報登

載をもつてその罰則としているが、罰則は果してそれだけなのか、それとも基準法上の罰則も同時に課せられるのか、その辺の事情が要綱案では判然としない。

このことは最賃法実施上相当重要な問題で、その如何によつて法律の性格も大部趣が異つてくる関係から、この点をもつと明瞭にする必要がある。

最後に非常に重要な問題として、要綱案が家内労働者にも最低賃金法を適用することを明らかにしている点を指摘しなければならない。勿論われわれが指摘せんとするのは、最賃法の適用範囲内に家内労働者を含めるかどうかと、いう法律技術的な問題をさしてはいるのではない。

要綱案にもられている如き方法で家内労働者に最低賃金を確保し、保障することができるかどうかという点である。

要綱案によると家内労働者の最低加工賃を定めることができるとし、その最低加工賃の決定及び適用については最低賃金の決定及び適用方法に準ずるとなつてはいる。即ち、家内労働者の最低加工賃の決定は、労使協定なり業者協定がやはり大きなよりどころとなるという考え方である。

現在の家内労働者の賃金が、全くお話ししながら程低いことはここで資料を引張りださずとも既に世間の常識となつてはいる。そしてそうした低い賃金は業者の一方的な押付けによつて今まで、そこに家内労働者の入り込む余地は全くないといううのが実情である。現在地区地区によつて、内職斡旋所であるとか役所等での調整を行つてはいるが、一つの物品加工費について一円引上げることは中々容易なことではない。

そうした状態の中で、最低加工賃の決定を単に労使協定や業者間協定にゆだね、協定が成立したらそれを最低加工賃として認めて行くといふのでは、家内労働者の最低賃金は、いつの世に確保されるのか皆目見当がつかない。もつとも要綱案では職権によつて最低賃金を定めるこができるとしているが、それがどのように具体的に或いは効果的に行はれられるのかはつきりしない。少なくとも過去の実績から考えてこれ

に多くの期待することは困難であろう。

以上が今度の自民党最低賃金要綱案の主な問題点であるが、その外にも細部に亘つて問題とすべき点が少なくない。しかし結論的にいつて要綱案にもられた内容をもつてしては最低賃金制度は決して実現できないことだけはたしかである。

極言すれば、自民党の最賃法要綱案は、名ば

## 資 料

### 1. 緊急経済政策要綱

去る六月末に行われた中央委員会において決議された緊急経済政策は左の通りである。

#### 一、何が今日の外貨危機をまねたいか、

今日の外貨事情は予想外の深刻な危機にある。すでに一月以降、四億ドル以上を失い、こげつき債権ユーランスを勘案すると、正味二億ドル台の低水準にある。しかも政府も自認しているように、この国際収支の危機は本年一パイ、または来年にわたるであろう。しかも時機を失しておくればせんに無準備に行つた金融引きしめ等によつて、国民は経済の前途不安にかられている。世界好況のよき経済条件の中にあり乍ら、かかる経済危機をまねいたのは、政府与党が経済の見透しに対する認識と対策に於て根本的にあやまつていたからであり、政府与党の政治的責任はきわめて重大である。

もともと今日の外貨危機は、

(一) 政府自らも認めているように、いわゆる大衆購買力による消費景気からきているのではない。それは、基本的には世界的好況に便乗して政府などが投資景気をあおりつづけてきたために起つた輸入の異状な増大及び、日本資本主義の構造変化にともなつて起つたものであることは明らかである。この点まず第一に明確にしておかねばならない。

(二) なかんづく最も過剰投資を刺戟したのは政府与党の見透しのない、いわゆる「積極拡大予算」と無計画な投資政策によるもの

かりであつて、内容的には最賃法と何ら関係をもたないものである。このことは自民党が口に最賃法の制定を叫びながら腹の中では、それを実現する意思が全くないことを物語つてゐる。現在の低賃金状態を法律的にも是認して行こうとする今回の自民党の最低賃金構想に対してもわれわれは断固反対しなければならない。

であるが、その背景には、鉄鋼をはじめ、織維、セメント、肥料、その他の諸産業に過剰生産的傾向すら見られ、それにもかかわらず、独占資本は各々設備近代化のための投資を競合しつつあり、当然のことではあるが、保守政府は、これを計画的に統制する能力をもつていらない。

#### 二、政府与党の総合緊急政策批判

政府与党は、予算審議のさい、わが党が再三再四にわたつて警告したにもかかわらず、三十二年度予算編成当時以来、岸内閣が行った経済の予測と施策が根本から誤つていたという真相を明らかにせず、責任免れに汲々とし、時機おそらく無準備に行つた金利引上げ政策は、逆に経済を混乱せしめ、中小企業を窮状におとし入れ、しかもそれでは全く危機を回避しえない事実に直面してようやく「国際収支改善緊急政策」を発表したが、それは、いたずらに声のみは大きいが、その実は、根本的に対策に欠けておりたんに心理的効果を狙つた当面の独占資本本位の利己的な対策にすぎず、結局はむしろ経済困難の解決を米国よりの外貨借入れに依存隸属することにおいている。

政府のいわゆる緊急総合政策は、次の諸点において致命的な欠陥をもつてゐる。

(一) 財政投融資の一五%くりのべ、その他を抽象的にいうのみで、問題の原因となつた

(25)

膨大な拡大予算について、実行予算をいかに組むかを明らかにしていない。

(2) 最も重要な年度間九千億円以上にのぼる民間設備の過剰投資については「不急不用

投資のくりのべを期待する。または、金融機関資金審議会、投融資委員会、自主規制委員会等の活用により自主的規制をはかり

……」としているが、これらは、いずれも私的独占による、利己的な自主規制にまかしたいということを意味するのみで、本質的に何ら変りはない。むしろ、独占の系列化融資を美化し、本質をごまかすものである。

(3) 輸出促進策では、金融緩和、税の特別措置（これも大資本擁護）等々の枝葉の問題

に終始して関西財界でも痛切に要求し、これ以外に貿易拡大の途なしという、日中、日ソ、アジア貿易の拡大という最も効果ある重要問題には一言もふれていない。

(4) 輸入についても、担保制度の強化というのみで、思惑輸入の抑制や、質的な規制にふれていないしまだ、これらにともなう価格政策についても安易に回避している。

(5) 輸出にとって重要な前提となる国内物価問題については、現に、政府与党は鉄道運賃の値上げをはじめ、重要物資のカルテル価格を認めており、最近砂糖、調味料、風呂代、電気料、ガス代、水道代、牛乳、副食等、消費者物価引上げを容認したままである。これは国民生活からも、輸出振興上からも根本的に矛盾している。すでに大衆生活において、四人家族で家計費に三千円の値上がりを生じ、低額所得者層の減税の効果はすでにふつとんどてしまっている。

(6) 問題の中小企業にはわずか一五〇億円（信用保証等を入れて三五〇億円）の融資くりあげを行うのみであるが、これでは、今後長期につづく引きしめ期間中、殆んど焼石に水であることは、金融界自らが認めている。しかし、すでに中小企業の多くは選別融資にあえいでいる。倒れてからくりあげ融資をされたのでは遅いし、またくりあげ融資が切れたときは、更に苦しみを増

すであろう。

(7) 貯蓄運動の推進を挙げているが、これらが貯蓄が、再び大資本の投資景気に利用されてしまえば、却つて逆効果となる。それよりも、これを口実にして、勤労大衆の消費切り下げに使われるおそれがある。

(8) 雇用拡大を云々していた保守は、今回、相当長期にわたるであろう引きしめ政策によつて予測される失業の増大に対処する雇用問題について、一言半句もふれていない。

(9) かくて政府保守党は、外貨の危機を、対米借款二億ドルに依存してより以上、対米隸属を深めていくこと以外のすべてを知らないことを露呈している。

以上検討するに、この政策は、声のみ大きくして、根本的な効果をもて薄弱であり、結果としては逆にオーバーローンを刺戟し、或は危機が直接に輸入外貨制限に及ぶときは物価高を促進するものとなつて、危機を深め逆に危機が深まれば深まるだけ、より苛酷なデフレ的手術の段階においやられる怖れ大である。

### 三、当面の緊急政策

資本主義経済体制下においては、当面、次の緊急施設を必要とする。

(1) 三二年度予算全般にわたり実行予算に組替え要求をすること、組替えの内容は防衛費削減、一般行政費のうち不急不要施設費、營繕費等の節約等。

このうちから中小企業金融難打開のための中小企業、国民金融公庫等への出投資、失対及び雇用増大と輸出振興費を支出すること。

(2) 財政投融資計画は、原則として、具体的な事情を勘案して削減又はくりのべする。これら的一部を中小企業への特別融資わくに充當すること。

(3) 中小企業に対する財政投融資額の大巾増加、

(4) 民主的な構成による投資計画委員会を確立し、これに権限をもたせることによつて財資金と民間資金を通ずる産業資金投融資計画をたて、財政と金融を一体化し、融資

順位と融資わくをきめること。

(5) 日中貿易の制限が緩和、特別のバーティ

システムに対する融資優遇、代金支払協定

第四次貿易協定等の締結による貿易方法の

改善、その他輸出金融の特別わくの確保等

輸入原材料の不当なる独占使用及び不当

な価格つり上げを抑制すること。

(4) 原則として過剰投資を抑えることによ

つて輸入を抑制する。

(2) 時期的に危機の早い場合には、不急不

用品、ぜい沢品等の輸入抑制措置もやむ

を得ない。その場合は、当該物資の軽い

管理方式により価格の思惑つり上げを抑

制する。

(7) 消費者米価をはじめ物価値上げ反対、物

価引下げの国民運動を展開すること。

物価値上りを阻止するためには、まず政

府公債の値上げを阻止し、すべての独占化

を防止することが肝心である。

#### 四、わが党の基本的な政策

(1) 今日の危機は、独占資本の無計画的な過

剰投資及び思惑からきてるのであるから

まず財政金融の根本から是正し、正しい投

## 2、「ソ連の産業指導方針の変更」

(中央指導から地方分権へ)

本年一月二十五日の西独経済新聞ハンデルスブ  
ラット紙の報ずる処によると、ソ連の第五次五  
ヶ年計画の実績は中止しも計画通り行かなかつ  
たようである。その原因是、あまりにも中央集  
権的指導に過ぎた点にあつたので第六次五ヶ年  
計画では相当のデッエントラリージーリングを行  
い、以て各地方毎の生産性を向上せしめようと  
しているらしい。以下に概要を紹介して見ることとする。

— △▽ —

農業の分化につれて、ソ連の伝統的穀倉だつ  
たウクライナに代る新しい土地が出現して来た  
ヨーロッパ、ソ連の一部例えばターベン地方な  
どは（注1）畜産方面を受け持つようになる筈  
である。小麦の耕作も飼料用として認められ  
る。グルジアソ連共和国は良質の果物、ぶどう

資計画をたてることが基本でなければなら  
ない。しかるに、これらの民間資金の規制  
思惑の抑制等は、利潤本位の資本主義經濟  
のもとでは完全には行いうるものではない  
から、基本的には、長期信用機関の社会化  
による資金計画の一元化、貿易の国家管理  
財政投融资を受ける重要産業の社会化等、  
社会主義的な計画經濟によつてこそ危機は  
完全に解消しうる。

(2) 無計画的に表面的な經濟拡大を行う方式  
を排して、經濟と貿易の均衡ある拡大をは  
かるためには、平和アジアの新しい方向に  
即応した輸出品目の高度化－機械等を中心  
とした新しい産業と重化学工業構成、近代  
的エネルギー・綜合計画を見透した長期計画  
が必要であり、ココム撤廃による中国、ソ連  
の五ヶ年計画、国連資金活用による東南ア  
ジア開発等と結合したところの彈力性があ  
る安定した長期計画をたてねばならない。  
(3) 投資を堅実化し（スローダウン）した場  
合、一時的に失業の増大もありうるので、  
雇用対策をとくに充実しなくてはならな  
い。

工業においては、工場施設の位置は当該工業  
部門の原料基地のすぐ附近にそして又同時に石  
炭、電流及び天然瓦斯のようなエネルギー要素  
をも考慮して定められるのである。この国のセ  
メント生産量の五〇%と第六次五ヶ年計画に予  
見された投資額の五〇%以上（九億九、〇〇〇  
ルーブル）はシベリアに向かっている。この  
数字だけからも知れるように、ソ連の經濟にお

いては新資源の近くに工業地域を設定するにあたり東シベリアを重要視しているのである。シベリアには——若干の例を挙げるならば——全ソ連生産の石炭の七五%以上、ソ連水力電気の八〇%以上、木材の八〇%以上とクラスノヤルスク地方における、おびただしい各種金属の採礦などがある。その外、トウルクメン共和国における大量の石油生産があるが、バクーの石油よりは品質は劣つてゐる。

## ◎ 石炭

一九五六年には四億三、〇〇〇万屯の石炭を産出したけれども、ソ連の石炭経済の一九五六年の計画としては充分ではなかつたのである。ドネツク礦区の炭坑は相対的に見て最少の出炭量を示している。七五、〇〇〇人の青年と労働挺身隊の力でも何等決定的な転向を見せなかつた。本年には、ドネツク礦区支けでも一、二〇〇万屯程採炭を増加させ一九五六年度分の計画数量を取り戻し、且本年分をも確保しなければならないのである。

## ◎ セメント

今次大戦勃発前まではソ連の欧州部分以外は全ソ連生産の二〇%を占めていた。東部地方(ペウラル、シベリア、カザキスタン)におけるセメント生産工場の計画的な拡張も第五次の五ヶ年計画の遂行期間内には実行出来なかつたので今次五ヶ年計画においても、ただ未完全のセメント工場に関する不正確な数字しかなく、而もこの数字は本年ならば一九五五年末迄に判りしなければならかつたものである。ただ一九五一年から一九五五年迄の間にセメント生産の増加は約一、二〇〇万屯位と推定されている。

この前の五ヶ年計画においては、年間増産約二五〇万屯であつたが、一九五六六年から一九六〇年までには年間約六五〇万屯増加し五、五〇〇万屯に上るであろう。

他の共産諸国からの大きな輸入、特にドイツチエツコスロヴアキアからの輸入によつて、賄つているので近いうちにはセメントの自給自足は出來そうもない。

## ◎ 鉄道の電化

一九五六六年に末は貨物輸送の九六%、旅客輸送の八五%は蒸氣機関車で行われたのである。現在でも常時運転区間の五%は電化されている。

第五次五ヶ年計画の間には、わづかに二、二六七糸が電化されに過ぎなかつたが之は計画の五八%であつた。

一九六〇年迄には鉄道貨物の四〇%乃至四五%は電氣機関車及びディゼル機関車によつて輸送される筈である。一九五六年の年次計画では八四七糸の鉄道区の電化を予定したけれども七八%しか実現出来なかつたのである。一九五七年に対する予備作業としては例えば鉄筋コンクリート柱の建植などもわづか五〇%弱しか進められていない。

資材消費の節減(電氣機関車の重量は蒸氣機関車の半分)はソ連の鋼材、銑鉄の不足に鑑み重要なことであつて、この点からも鐵道電化は凡ゆる方法を尽くして強行しなければならないのである。一九五七年の年次計画としては一、二〇〇糸の電化を予定している。(註2)

## ◎ 木材

一九五五年の木材生産は二億一、四〇〇万立方メートルであつて計画数量を下廻つてゐる。一九五六年の新しい月間は木材の搬出についてみて、九五・八%が完遂された程度である。昨年の木材の搬出は、一九五六年十二月二十一日のプラウダが伝えたように、二、〇〇〇台の『エス・八〇』号トラクターの部品が充分に手配されていたらば搬出量はずつと上つてゐたであろう。一九五五年の冬にも同じような計画上の誤りから約一五〇万立方メートルの木材が河中で凍結してしまつたのであつた。木材の産出は一九六〇年までにアルハンブルスクでは七三%程、コミでは六〇%程、ヴォロゴダでは五〇%程、カレロでは六三%程増大すべきこととされているが目下の状況からいふと、この程度過の増産は先づ無現のようである。(註3)

## ◎ 建設

現在されている第六次五ヶ年計画では、住宅建設のため二億五〇〇万平方メートルを予定しているが需要は三億五、八〇〇万平方メートルに上つてゐる。計画によると毎年四、一〇〇万平方メートルづつ建設して行かなければならぬこととなる。首都モスクワが一九五六六年分の一、一五万平米を上廻る一三六万平方メートル建設の成績を挙げたことは立派であるし、レニングラードとその近郊も前年の建設計画たる六一二、〇〇〇万平方メートルの住

宅建設を完成したのであつた。尤もこの両都市の成績がソ連全体の進捗の尺度となるわけではない。中央委員会の報告によると一九五六年に必要とされている四、一〇〇万平方メートルの住宅を建設することはむつかしいだろうとされている正確な数字はまだ判らないから、住宅建設事情についても概観する外ない。ドネツィ盆地の鉱夫住宅の建設の如きは全力を尽くして貫行し石炭増産に寄与しなければならないのであるが一九五六年中に完成すべき一、七七〇戸中、完成したのはわづかに二〇〇戸に過ぎないのであつた。

建設業界を工業化し、組立式構造法を採用するとか、所要建材を予め加工して置くような方法によれば目的を達成することが容易になるものと思われる。一九五七年からは大きなブロック式建築法をソ連全土にわたり採り入れる予定なので労働力は半分で済むようになるだろうが只今のところでは気象条件のため建築材料を非常に多く必要とするので一寸躊躇されている現状である。

#### 色々と合理化方法を講じてはいるが四五平方

メートルから六五平方メートルの住宅でも（ソ連では通有の数家族用の共同炊事場を設備）現在約五万ルーブルから一〇万ルーブルの建築費を必要とする。

工業施設の建設のうちで目立つものはドネツツリードンバス礦区運河の建設である。活況にあるドネツツ盆地では、飲料水と工業用水が欠けている。運河の第一期工事として二四時間内に一五〇万立方メートルの水を供給することになつてゐるが、工業資材、工業機械、消耗部品の供給がなかつたため昨年の最初の十ヶ月間では六三%しか出来上らなかつた。

#### ◎ 労 動 力

一九六〇年までに、第六次五ヶ年計画は、五五〇〇万人を就労させることとして居るが、殆ど全ての戦犯を釈放したことや、二、三ヶ月前から始められたボーランド国民の送還などによつて、この計画を実施するには中々困難のようである。

ブルガリアの失業の増加によつてソ連としては一五、〇〇〇人乃至二〇、〇〇〇人のブルガリア人口をソ連の農業に使用することとなろう

が、この程度では労働力を調達する大きな問題を左右出来るものではない。現在では一人の遊休労働力もない迄に労働力を把握しなければならない様になつてゐるのである。現学年度における国民学校の教程をも再編成し、早く経済界に出で働くように進めている。

#### ◎ 治金工業

一九五五年末における鉄鋼生産は四、三〇万屯となつてゐるが本来は之が四、九〇〇万屯に上るべきものとされていたのである。一九六〇年までには鉄鋼年産六、八三〇万屯、銑鉄年産五、三〇〇万屯を確保すべきこととなつてゐる。一九五六年において、この面における需給関係がどうなつてゐるかは以下のところソ連の軍需工業機密保持のため調査の方法がない。ただ明かなことは冶金業界側の供給契約の履行がむつかしく国民经济上の諸計画が意の如く進められないということである。

#### ◎ 生産性の向上

石炭、セメント、鋼鉄及び鉄の生産が充分でないのでソ連の第六次五ヶ年計画に予定された工業の発展に支障を及ぼさないというわけには行くまい。新しい経済計画の責任者ペルウキン氏としては先づ資材と労務の調達計画の誤びようを正し実行可能のものとしなければならない。尤も之が実際にその通り動き出す迄には相当の時間を必要とするだろう。

モウコウにおける最近の中央委員会の会議において政府として労働の生産性向上に関する新しい命令を発することと決まつたのである。国家経済委員会の大額な授権によつて、各省やソ連の各共和国は計画事務については実質的にはペルウキン氏の指揮を受けることになるのである。こうすることによつて、計画の遂行の監督もうまく行きビューロークラスターを避けることが出来るのである。